

令和7年度  
第4回朝霞市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和8年1月29日（木）

午後1時30分～

場所 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開 会

2 議 題

(1) 会長代理の選任について

(2) 令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）について

(3) 令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について

(4) 子ども・子育て支援金について

(5) 朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について

(6) その他

3 閉 会

様式第7号（第17条関係）

審議会等委員名簿（令和7年12月18日現在）

| 審議会等の名称        |    | 定数                             |
|----------------|----|--------------------------------|
| 朝霞市国民健康保険運営協議会 |    | 18人                            |
| 委員の氏名          | 職  | 備考（構成等）                        |
| 小林 正明          | 委員 | 被保険者を代表する委員                    |
| 志鎌 留美子         | 委員 | 被保険者を代表する委員                    |
| 関根 悟           | 委員 | 被保険者を代表する委員                    |
| 富田 榮一          | 委員 | 被保険者を代表する委員                    |
| 橋本 真貴子         | 委員 | 被保険者を代表する委員                    |
| 青柳 徹二          | 委員 | 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区医師会推薦）   |
| 浅野 修           | 委員 | 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区医師会推薦）   |
| 関 昌之           | 委員 | 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区薬剤師会推薦）  |
| 滝澤 義和          | 委員 | 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区医師会推薦）   |
| 新保 敦子          | 委員 | 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区歯科医師会推薦） |
| 飯倉 裕明          | 委員 | 公益を代表する委員（あさか野農業協同組合推薦）        |
| 岡崎 和広          | 委員 | 公益を代表する委員（朝霞市議会推薦）             |
| ごん 純一          | 委員 | 公益を代表する委員（朝霞市議会推薦）             |
| 東山 とも子         | 委員 | 公益を代表する委員（朝霞市商工会推薦）            |
| 渡辺 淳史          | 会長 | 公益を代表する委員（朝霞市社会福祉協議会推薦）        |
| 工藤 敦智          | 委員 | 被用保険等保険者を代表する委員（被用者保険等保険者推薦）   |
| 高橋 綾子          | 委員 | 被用保険等保険者を代表する委員（被用者保険等保険者推薦）   |
| 前田 衆           | 委員 | 被用保険等保険者を代表する委員（被用者保険等保険者推薦）   |

※委員の氏名の順：各委員別の五十音順

| 特記事項  |
|---|
| 設置根拠 朝霞市国民健康保険条例<br>事務局・担当（こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係）<br>会議の公開状況（原則として公開）<br>次回の改選等の予定（令和10年1月） |

令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）

資料1-1

（歳入）

単位：円・%

| 予 算 科 目  |                     | 令和7年度当初予算           | 令和8年度当初予算     | 差引額           | 増減率          | 行     | 予 算 科 目        | 令和7年度当初予算      | 令和8年度当初予算           | 差引額         | 増減率           |             |             |      |
|----------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------|-------|----------------|----------------|---------------------|-------------|---------------|-------------|-------------|------|
| 国民健康保険税  | 医療分現年度課税分           | 1,788,805,000       | 1,813,747,000 | 24,942,000    | 101.4        | 1     | 繰入金            | 保険基盤安定繰入金（軽減分） | 182,822,000         | 217,239,000 | 34,417,000    | 118.8       |             |      |
|          | 後期支援金分現年度課税分        | 581,606,000         | 632,348,000   | 50,742,000    | 108.7        | 2     |                | 保険基盤安定繰入金（支援分） | 178,561,000         | 196,902,000 | 18,341,000    | 110.3       |             |      |
|          | 介護納付金分現年度課税分        | 223,539,000         | 227,323,000   | 3,784,000     | 101.7        | 3     |                | 未就学児均等割保険税繰入金  | 3,607,000           | 5,339,000   | 1,732,000     | 148.0       |             |      |
|          | 子ども・子育て支援納付金分現年度課税分 |                     | 76,560,000    | 76,560,000    | 皆増           | 4     |                | 産前産後保険税繰入金     | 1,902,000           | 2,448,000   | 546,000       | 128.7       |             |      |
|          | 医療分滞納繰越分            | 81,806,000          | 59,872,000    | △ 21,934,000  | 73.2         | 5     |                | 出産育児一時金繰入金     | 26,667,000          |             | △ 26,667,000  | 皆減          |             |      |
|          | 後期支援金分滞納繰越分         | 25,580,000          | 21,784,000    | △ 3,796,000   | 85.2         | 6     |                | 事務費繰入金         | 54,787,000          | 56,149,000  | 1,362,000     | 102.5       |             |      |
|          | 介護納付金分滞納繰越分         | 11,580,000          | 9,048,000     | △ 2,532,000   | 78.1         | 7     |                | 財政安定化支援事業繰入金   | 1,962,000           | 2,756,000   | 794,000       | 140.5       |             |      |
|          | 計                   | 2,712,916,000       | 2,840,682,000 | 127,766,000   | 104.7        | 8     |                | その他繰入金         | 334,041,000         |             | △ 334,041,000 | 皆減          |             |      |
| 使用料及び手数料 | 事務手数料               | 1,000               | 1,000         | 0             | 100.0        | 9     | 基金繰入金          | 15,000,000     | 433,082,000         | 418,082,000 | 2,887.2       |             |             |      |
|          | 計                   | 1,000               | 1,000         | 0             | 100.0        | 10    | 計              | 799,349,000    | 913,915,000         | 114,566,000 | 114.3         |             |             |      |
| 国庫支出金    | 国庫補助金 災害臨時特例交付金     | 1,000               | 1,000         | 0             | 100.0        | 11    | 繰越金            | その他繰越金         | 100,000,000         | 30,000,000  | △ 70,000,000  | 30.0        |             |      |
|          | 計                   | 1,000               | 1,000         | 0             | 100.0        | 12    |                | 計              | 100,000,000         | 30,000,000  | △ 70,000,000  | 30.0        |             |      |
| 県支出金     | 保険給付費等交付金           | 普通交付金               | 6,876,691,000 | 6,807,884,000 | △ 68,807,000 | 99.0  | 13             | 諸収入            | 延滞金                 | 一般分         | 38,270,000    | 33,959,000  | △ 4,311,000 | 88.7 |
|          |                     | 特別交付金               | 147,567,000   | 145,494,000   | △ 2,073,000  | 98.6  | 14             |                |                     | 退職分         | 881,000       |             | △ 881,000   | 皆減   |
|          |                     | 計                   | 7,024,258,000 | 6,953,378,000 | △ 70,880,000 | 99.0  | 15             |                |                     | 小計          | 39,151,000    | 33,959,000  | △ 5,192,000 | 86.7 |
| 財産収入     | 利子及び配当金             | 3,000               | 3,000         | 0             | 100.0        | 16    | 第三者納付金         | 3,709,000      | 4,640,000           | 931,000     | 125.1         |             |             |      |
|          | 計                   | 3,000               | 3,000         | 0             | 100.0        | 17    | 返納金            | 4,502,000      | 4,224,000           | △ 278,000   | 93.8          |             |             |      |
| 収入       | 雑入                  | コピー代                | 1,000         | 1,000         | 0            | 100.0 | 18             | 雑入             | 療養費等指定公費受入金         | 1,000       |               | △ 1,000     | 皆減          |      |
|          |                     | 療養費等指定公費受入金         | 1,000         |               | △ 1,000      | 皆減    | 19             |                | 会計年度任用職員等雇用保険料自己負担金 | 105,000     | 111,000       | 6,000       | 105.7       |      |
|          |                     | 会計年度任用職員等雇用保険料自己負担金 | 105,000       | 111,000       | 6,000        | 105.7 | 20             |                | 小計                  | 107,000     | 112,000       | 5,000       | 104.7       |      |
|          |                     | 小計                  | 107,000       | 112,000       | 5,000        | 104.7 | 21             |                | 預金利子                | 1,000       | 1,000         | 0           | 100.0       |      |
|          |                     | 預金利子                | 1,000         | 1,000         | 0            | 100.0 | 22             |                | 計                   | 47,470,000  | 42,936,000    | △ 4,534,000 | 90.4        |      |
| 計        | 47,470,000          | 42,936,000          | △ 4,534,000   | 90.4          | 23           | 歳入合計  | 10,683,998,000 | 10,780,916,000 | 96,918,000          | 100.9       |               |             |             |      |
| 歳入合計     | 10,683,998,000      | 10,780,916,000      | 96,918,000    | 100.9         | 24           |       |                |                |                     |             |               |             |             |      |

令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）

資料1-2

（歳出）

単位：円・%

| 予 算 科 目      |                | 令和7年度当初予算      | 令和8年度当初予算     | 差引額          | 増減率         |       |
|--------------|----------------|----------------|---------------|--------------|-------------|-------|
| 総務費          | 一般管理費          | 46,812,000     | 47,490,000    | 678,000      | 101.4       |       |
|              | 連合会負担金         | 1,193,000      | 1,086,000     | △ 107,000    | 91.0        |       |
|              | 賦課徴収費          | 5,469,000      | 7,290,000     | 1,821,000    | 133.3       |       |
|              | 運営協議会費         | 1,313,000      | 993,000       | △ 320,000    | 75.6        |       |
|              | 計              | 54,787,000     | 56,859,000    | 2,072,000    | 103.8       |       |
| 保険給付費        | 療養給付費          | 5,839,762,000  | 5,781,365,000 | △ 58,397,000 | 99.0        |       |
|              | 療養費            | 75,254,000     | 74,502,000    | △ 752,000    | 99.0        |       |
|              | 審査支払手数料        | 14,628,000     | 14,439,000    | △ 189,000    | 98.7        |       |
|              | 高額療養費          | 高額療養費          | 945,238,000   | 935,786,000  | △ 9,452,000 | 99.0  |
|              |                | 高額介護合算分        | 1,729,000     | 1,712,000    | △ 17,000    | 99.0  |
|              | 小計             | 946,967,000    | 937,498,000   | △ 9,469,000  | 99.0        |       |
|              | 移送費            | 80,000         | 80,000        | 0            | 100.0       |       |
|              | 出産育児諸費         | 出産育児一時金        | 40,000,000    | 39,000,000   | △ 1,000,000 | 97.5  |
|              |                | 出産支払手数料        | 17,000        | 17,000       | 0           | 100.0 |
|              |                | 小計             | 40,017,000    | 39,017,000   | △ 1,000,000 | 97.5  |
|              | 葬祭費            | 7,500,000      | 7,250,000     | △ 250,000    | 96.7        |       |
| 計            | 6,924,208,000  | 6,854,151,000  | △ 70,057,000  | 99.0         |             |       |
| 国民健康保険事業費納付金 | 医療分            | 2,326,018,000  | 2,385,205,000 | 59,187,000   | 102.5       |       |
|              | 支援分            | 845,340,000    | 852,132,000   | 6,792,000    | 100.8       |       |
|              | 介護分            | 316,910,000    | 324,205,000   | 7,295,000    | 102.3       |       |
|              | 子ども・子育て分       |                | 86,685,000    | 86,685,000   | 皆増          |       |
|              | 計              | 3,488,268,000  | 3,648,227,000 | 159,959,000  | 104.6       |       |
|              | 保健事業費          | 特定健康診査等事業費     | 103,720,000   | 107,970,000  | 4,250,000   | 104.1 |
|              |                | 保健衛生普及費        | 43,045,000    | 40,521,000   | △ 2,524,000 | 94.1  |
|              |                | 計              | 146,765,000   | 148,491,000  | 1,726,000   | 101.2 |
|              | 基金積立金          | 3,000          | 3,000         | 0            | 100.0       |       |
|              | 公債費            | 542,000        | 625,000       | 83,000       | 115.3       |       |
| 諸支出金         | 保険税還付金         | 19,559,000     | 20,233,000    | 674,000      | 103.4       |       |
|              | 償還金            | 39,648,000     | 42,127,000    | 2,479,000    | 106.3       |       |
|              | 保険税還付加算金       | 217,000        | 199,000       | △ 18,000     | 91.7        |       |
|              | 一般会計繰出金        | 1,000          | 1,000         | 0            | 100.0       |       |
|              | 計              | 59,425,000     | 62,560,000    | 3,135,000    | 105.3       |       |
| 予備費          | 10,000,000     | 10,000,000     | 0             | 100.0        |             |       |
| 歳出合計         | 10,683,998,000 | 10,780,916,000 | 96,918,000    | 100.9        |             |       |

| 科 目  | 令和7年度当初予算      | 令和8年度当初予算      | 差引額        | 増減率   |
|------|----------------|----------------|------------|-------|
| 歳入合計 | 10,683,998,000 | 10,780,916,000 | 96,918,000 | 100.9 |
| 歳出合計 | 10,683,998,000 | 10,780,916,000 | 96,918,000 | 100.9 |

# 朝霞市国民健康保険 事業説明書

(令和8年度)

令和8年1月  
朝霞市こども・健康部  
保険年金課

# 目 次

---

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | はじめに                          | 1  |
| 2 | 市における国保事業の位置付け                | 1  |
| 3 | 国民健康保険事業の現状                   |    |
|   | (1) 被保険者の状況                   | 2  |
|   | (2) 財政状況                      | 4  |
|   | (3) 国民健康保険税の状況                | 5  |
|   | (4) 保険給付の状況                   | 6  |
|   | (5) 保健事業                      | 8  |
| 4 | 国民健康保険事業運営の課題                 |    |
|   | (1) 国が示す市町村国民健康保険の構造的な問題      | 10 |
|   | (2) 朝霞市国民健康保険の課題              | 10 |
| 5 | 令和8年度事業                       |    |
|   | (1) 事業方針                      | 11 |
|   | (2) 主要な取り組み                   | 11 |
| 6 | 令和8年度国民健康保険特別会計               |    |
|   | (1) 令和8年度国保会計当初予算（案）及び前年度との比較 | 12 |
|   | (2) 令和8年度国保会計当初予算（案）詳細        | 14 |

# 1 はじめに

国民健康保険制度は、制度創設時においては農業や自営業の方が多くを占めておりましたが、被用者保険に属さない被保険者を対象としているため、現在は、高齢者の割合が増加するとともに、農業や自営業者の割合が減少し、年金生活者の方や短時間勤務労働の方、無職の方の割合が増加しております。

被保険者数については、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大の影響から減少傾向が続いており、医療費については、全体額では被保険者数の減少とともに減少傾向である一方、一人当たり医療費では、被保険者の高齢化、医療技術の高度化及び高額薬剤などにより増加傾向にあります。

また、医療保険制度全体においても、国におけるマイナンバーを活用した制度の推進や少子高齢化に対応した制度改正が行われるほか、高額療養費制度の在り方の再検討など、日々大きく変化している状況にあり、将来の見通しを想定することが非常に困難な状況にあります。

国民健康保険制度を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況の下にありますが、被保険者が安心して医療を受けることができ、健康な生活を過ごせるように、本市における国民健康保険事業を効率的・効果的に実施し安定的な運営を実現するため、必要な事項及び取組について事業計画を定めます。

## 2 市における国保事業の位置付け

第6次朝霞市総合計画(前期基本計画)【抜粋】

第2章 福祉・こども・健康

3 保健・医療

(1) 健康づくりの支援

②保健事業の充実

各種健(検)診や健康教育、健康相談などの充実を図り、生活習慣病などの予防に取り組めます。

国民健康保険被保険者の健康の保持・増進のため、特定健康診査の受診勧奨や重症化予防対策事業等の保健事業の推進を図ります。

(3) 保険事業等の適正な運営

①国民健康保険制度の円滑な運営

国民健康保険の加入脱退などの資格管理や保険税の賦課、保険給付を行います。

| 実施計画における国保の事務事業       | 担当課   |
|-----------------------|---|
| (1) 国民健康保険保健衛生普及事業    | 健康づくり課<br><br><br><br><br><br><br><br>国保年金課 |
| (2) 国民健康保険医療費給付事業     |   |
| (3) 国民健康保険運営協議会運営事業   |   |
| (4) 国民健康保険事業費納付事業     |   |
| (5) 国民健康保険診療報酬明細書点検事業 |   |
| (6) 国民健康保険税賦課事業       |   |
| (7) 国民健康保険被保険者の資格管理事業 |   |
| (8) 出産育児一時金及び葬祭費支給事業  |   |
| (9) 市税徴収事業(国民健康保険税)   | 収納課   |

※機構改革により、令和8年度から保険年金課は国保年金課に課名変更します。

### 3 国民健康保険事業の現状

#### (1) 被保険者の状況

国民健康保険の被保険者数は減少傾向が続いており、令和7年度においても、後期高齢者医療制度への移行などにより減少傾向が続いております。令和7年12月末現在では、前年度末と比較して世帯数は**57世帯の減**、被保険者数は**257人の減**となっております。

市全体の世帯数及び人口に対する加入率は、ゆるやかな減少傾向が続いており、前年度末と比較して世帯数では**0.3ポイントの減**、被保険者数では**0.2ポイントの減**となっております。

また、被保険者の年齢別構成では、高齢者の割合が高い状況となっており、令和7年12月末現在においても**60歳から75歳未満の被保険者の割合が高いもの**となっております。

表1 世帯数及び被保険者数

年度末現在

| 区分    | 世帯数      | 前年比較 | 被保険者    |     |         | 前年比較   | 加入率   |       |
|-------|----------|------|---------|-----|---------|--------|-------|-------|
|       |          |      | 一般      | 退職者 | 計       |        | 世帯    | 被保険者  |
| 令和3年度 | 16,631世帯 | △428 | 23,855人 | 0人  | 23,855人 | △852   | 24.2% | 16.6% |
| 令和4年度 | 15,975世帯 | △656 | 22,624人 | 0人  | 22,624人 | △1,231 | 23.0% | 15.7% |
| 令和5年度 | 15,801世帯 | △174 | 22,160人 | 0人  | 22,160人 | △464   | 22.4% | 15.2% |
| 令和6年度 | 15,330世帯 | △471 | 21,201人 | 0人  | 21,201人 | △959   | 21.5% | 14.5% |
| 令和7年度 | 15,273世帯 | △57  | 20,944人 | 0人  | 20,944人 | △257   | 21.2% | 14.3% |

※世帯数及び被保険者数は各年度末としています。

※令和7年度は12月末現在としています。

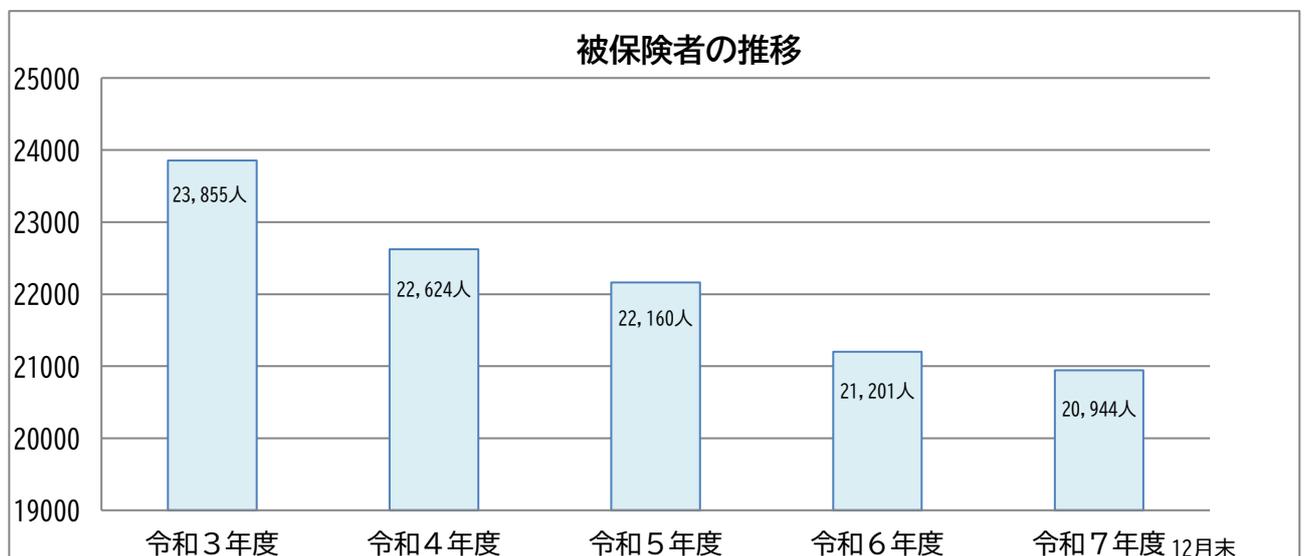
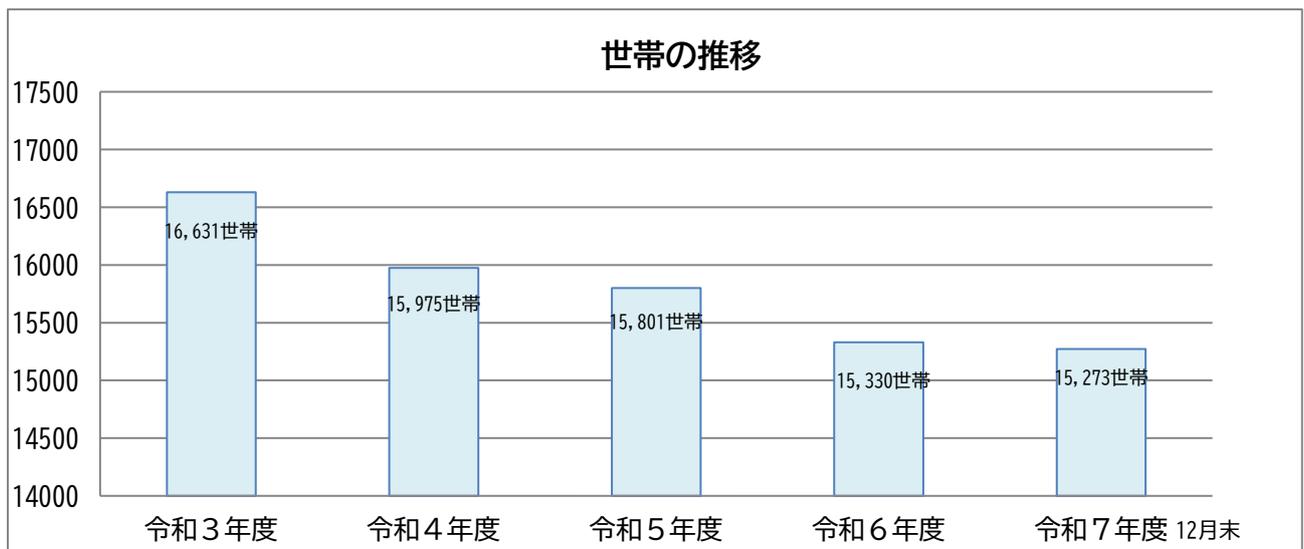


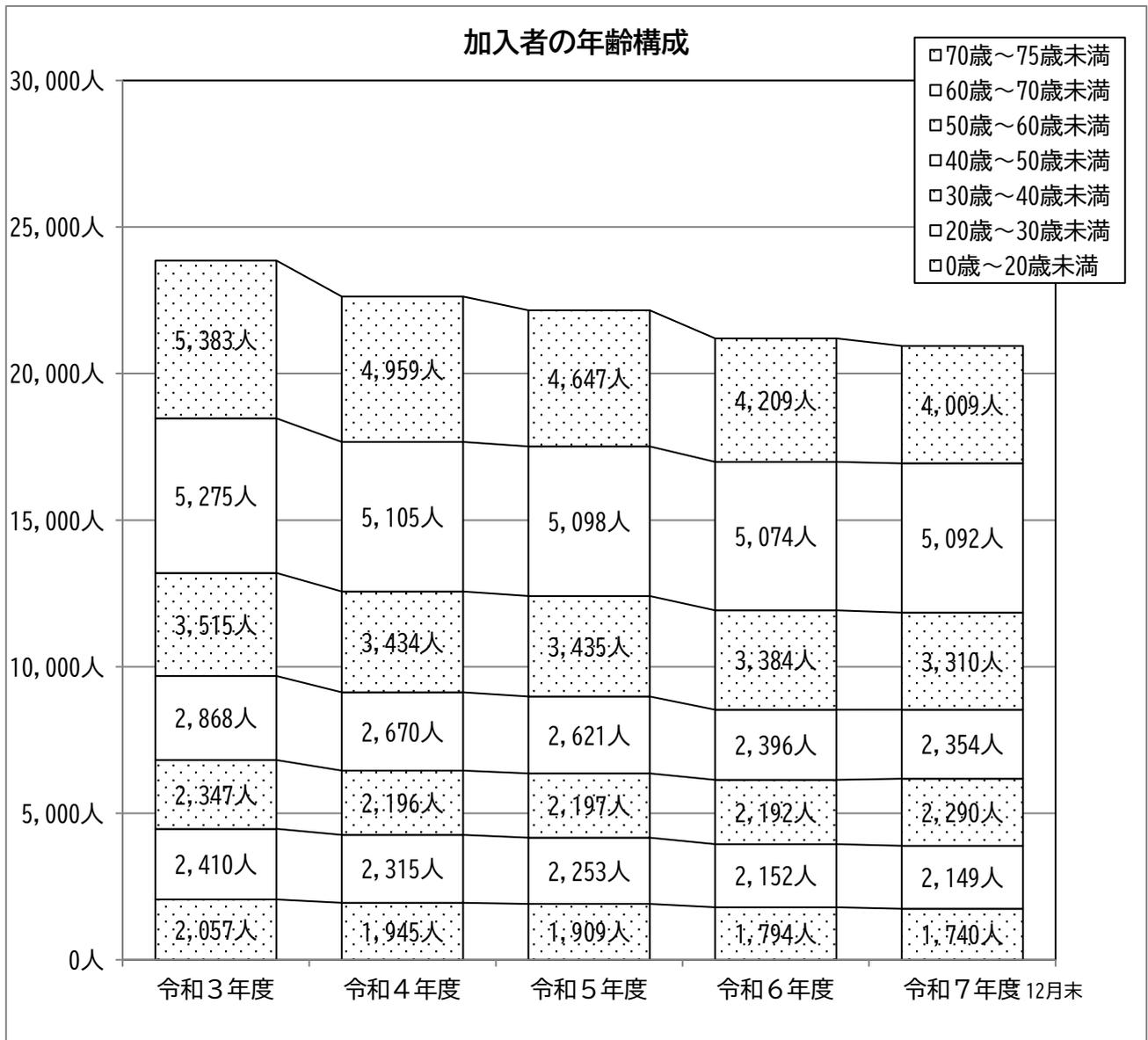
表2 加入者の年齢別構成

上段：被保険者数 下段：構成比

年度末現在

| 区分    | 0歳-20歳<br>未満 | 20歳-30歳<br>未満 | 30歳-40歳<br>未満 | 40歳-50歳<br>未満 | 50歳-60歳<br>未満 | 60歳-70歳<br>未満 | 70歳-75歳<br>未満 | 計       |
|-------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| 令和3年度 | 2,057人       | 2,410人        | 2,347人        | 2,868人        | 3,515人        | 5,275人        | 5,383人        | 23,855人 |
|       | 8.6%         | 10.1%         | 9.9%          | 12.0%         | 14.7%         | 22.1%         | 22.6%         | 100.0%  |
| 令和4年度 | 1,945人       | 2,315人        | 2,196人        | 2,670人        | 3,434人        | 5,105人        | 4,959人        | 22,624人 |
|       | 8.6%         | 10.2%         | 9.7%          | 11.8%         | 15.2%         | 22.6%         | 21.9%         | 100.0%  |
| 令和5年度 | 1,909人       | 2,253人        | 2,197人        | 2,621人        | 3,435人        | 5,098人        | 4,647人        | 22,160人 |
|       | 8.6%         | 10.2%         | 9.9%          | 11.8%         | 15.5%         | 23.0%         | 21.0%         | 100.0%  |
| 令和6年度 | 1,794人       | 2,152人        | 2,192人        | 2,396人        | 3,384人        | 5,074人        | 4,209人        | 21,201人 |
|       | 8.5%         | 10.1%         | 10.3%         | 11.3%         | 16.0%         | 23.9%         | 19.9%         | 100.0%  |
| 令和7年度 | 1,740人       | 2,149人        | 2,290人        | 2,354人        | 3,310人        | 5,092人        | 4,009人        | 20,944人 |
|       | 8.3%         | 10.3%         | 10.9%         | 11.2%         | 15.8%         | 24.3%         | 19.1%         | 100.0%  |

※被保険者数は各年度末としています。  
 ※令和7年度は12月末現在としています。



## (2) 財政状況

財政状況については、被保険者の減少に伴い、令和6年度までの決算で比較すると、財政規模は減少傾向となっております。

なお、法定外繰入金については、令和3年度までは、保険税補填分と保健事業費分を一般会計から繰入れていましたが、令和4年度から令和6年度までは、保健事業費分のみを一般会計から繰入れることとしているため法定外繰入金は減少傾向となっております。

しかしながら、令和8年度までに法定外繰入を解消する必要があることから、令和8年度の財源とするため、令和7年度中に国民健康保険の財政調整基金に必要額を積み立てる予定です。

また、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まることから、子ども・子育て支援納付金分を新たに計上しております。

表3 当初予算・決算の推移

単位：千円

| 区分    | 当初予算額<br>① | 決算(見込)額 ②  |            |         | 決算比 (②÷①) |        | 法定外繰入金  |
|-------|------------|------------|------------|---------|-----------|--------|---------|
|       |            | 歳入         | 歳出         | 差引額     | 歳入        | 歳出     |         |
| 令和4年度 | 11,106,417 | 11,184,519 | 10,995,053 | 189,466 | 100.7%    | 99.0%  | 189,997 |
| 令和5年度 | 11,103,061 | 10,975,490 | 10,805,046 | 170,444 | 98.9%     | 97.3%  | 167,958 |
| 令和6年度 | 10,919,036 | 10,243,824 | 10,159,147 | 84,677  | 93.8%     | 93.0%  | 152,929 |
| 令和7年度 | 10,683,998 | 11,120,254 | 11,120,254 | 0       | 104.1%    | 104.1% | 727,410 |
| 令和8年度 | 10,780,916 | 10,780,916 | 10,780,916 | 0       | 100.0%    | 100.0% |         |

※令和7年度の決算額は補正予算(第3号)後、令和8年度は当初予算としています。

表4 法定外繰入金の推移

単位：円

| 区分    | 法定外繰入金<br>① | 平均被保険者数(人)<br>② | 1人当り<br>①÷② | 埼玉県市平均 |
|-------|-------------|-----------------|-------------|--------|
| 令和4年度 | 189,997,000 | 23,404          | 8,118       | 6,296  |
| 令和5年度 | 167,958,000 | 22,443          | 7,484       | 11,548 |
| 令和6年度 | 152,929,000 | 21,346          | 7,164       | -      |
| 令和7年度 | 701,410,000 | 21,229          | 33,040      | -      |
| 令和8年度 | 0           | 20,200          | 0           | -      |

※令和7年度の法定外繰入金は決算見込み、令和8年度からは法定外繰入金なし。

※令和7年度の平均被保険者数は12月末現在、令和8年度の平均被保険者数は当初予算としています。

※令和6年度以降の埼玉県市平均は算出されていません。

表5 財政調整基金残高

単位：千円

| 区分    | 前年度末現在  | 当該年度中<br>積立額 (+) | 当該年度中<br>取崩額(△) | 当該年度末現在高 | 伸び率      |
|-------|---------|------------------|-----------------|----------|----------|
| 令和4年度 | 503,658 | 195,957          | 312,500         | 387,114  | 76.9%    |
| 令和5年度 | 387,114 | 12,479           | 218,103         | 181,489  | 46.9%    |
| 令和6年度 | 181,489 | 70,510           | 233,464         | 18,534   | 10.2%    |
| 令和7年度 | 18,534  | 433,107          | 15,000          | 436,641  | 2,355.9% |
| 令和8年度 | 436,641 | 1                | 433,082         | 3,560    | 0.8%     |

※令和7年度の財政調整基金残高は決算見込みとしており、令和8年度は当初予算としています。

表6 事業費納付金の推移

単位：千円

| 区分    | 医療分       | 支援分     | 介護分     | 子ども分   | 合計        |        |
|-------|-----------|---------|---------|--------|-----------|--------|
|       |           |         |         |        | (前年度比)    |        |
| 令和4年度 | 2,324,187 | 769,363 | 357,170 | -      | 3,450,720 | 102.8% |
| 令和5年度 | 2,234,852 | 840,146 | 329,184 | -      | 3,404,182 | 98.7%  |
| 令和6年度 | 2,199,204 | 837,371 | 317,071 | -      | 3,353,646 | 98.5%  |
| 令和7年度 | 2,326,018 | 845,340 | 316,910 | -      | 3,488,268 | 104.0% |
| 令和8年度 | 2,385,205 | 852,132 | 324,205 | 86,685 | 3,648,227 | 104.6% |

※一般分のみ。退職分は含まない。

## (3) 国民健康保険税の状況

国民健康保険税については、被保険者数の減少に伴い、調定額も減少傾向となっておりますが、収納率については上昇傾向にあり、令和6年度の現年度分では94.40%、前年度と比較して0.92ポイント、前々年度と比較して1.8ポイント上昇しております。

なお、収納率は上昇しており、令和6年度には県内市町村の平均収納率を超えましたが、今後においても、健全財政の確保を図るためにも収納率向上への継続的な取組が大きな課題となっております。

表7 現年度分及び滞納繰越分

単位：千円

| 区分    | 現年度分（決算）  |           |        |        | 滞納繰越分（決算） |         |        |        |
|-------|-----------|-----------|--------|--------|-----------|---------|--------|--------|
|       | 調定額       | 収納額       | 収納率    |        | 調定額       | 収納額     | 収納率    |        |
|       |           |           | 朝霞市    | 県市町村平均 |           |         | 朝霞市    | 県市町村平均 |
| 令和4年度 | 2,710,395 | 2,509,765 | 92.60% | 93.76% | 532,916   | 195,299 | 36.65% | 26.34% |
| 令和5年度 | 2,606,356 | 2,436,417 | 93.48% | 94.05% | 445,216   | 149,548 | 33.59% | 25.86% |
| 令和6年度 | 2,569,192 | 2,425,210 | 94.40% | 94.31% | 387,481   | 135,124 | 34.87% | 26.67% |

※令和6年度までの保険税率等：医療分は所得割7.7%・資産割33%・均等割12,000円・平等割14,000円、支援金分は所得割2.0%・均等割9,000円、介護分は所得割1.7%・均等割9,000円です。

表8 現年度分調定額の1人当り・1世帯当り

| 区分    | 調定額（現年度分）決算 |             |             |            | 朝霞市         |              | 埼玉県市平均      |              |
|-------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|       | 医療分<br>（千円） | 支援分<br>（千円） | 介護分<br>（千円） | 合計<br>（千円） | 1人当り<br>（円） | 1世帯当り<br>（円） | 1人当り<br>（円） | 1世帯当り<br>（円） |
| 令和4年度 | 1,975,503   | 533,163     | 201,729     | 2,710,395  | 115,809     | 165,167      | 100,380     | 148,989      |
| 令和5年度 | 1,900,364   | 510,995     | 194,995     | 2,606,354  | 116,132     | 163,828      | 100,730     | 147,074      |
| 令和6年度 | 1,868,643   | 505,963     | 194,585     | 2,569,191  | 118,287     | 164,861      | 106,322     | 152,561      |

表9 保険税の課税限度額の推移

| 区分    | 医療分  | 支援分  | 介護分  | 子ども分 | 課税限度額 | 前年比増減 |
|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 令和4年度 | 63万円 | 19万円 | 17万円 |      | 99万円  | 増減なし  |
| 令和5年度 | 65万円 | 20万円 | 17万円 |      | 102万円 | 3万円   |
| 令和6年度 | 65万円 | 22万円 | 17万円 |      | 104万円 | 2万円   |
| 令和7年度 | 65万円 | 24万円 | 17万円 |      | 106万円 | 2万円   |
| 令和8年度 | 66万円 | 26万円 | 17万円 | 3万円  | 112万円 | 6万円   |

※令和8年度の地方税法施行令における課税限度額は、医療分67万円＋支援分26万円＋介護分17万円＋子ども・子育て分で、計113万円となる見込み。

#### (4) 保険給付の状況

保険給付費については、令和6年度決算までの医療の状況では一人当たり給付費が増加傾向にある一方、被保険者数の減少により医療費全体額は減少傾向となっております。

令和8年度は、令和7年11月末までの実績を踏まえ、令和7年度当初予算比1ポイント減で見込んでおります。

表10 保険給付費（医療）の状況

単位：千円、件

| 区分    | 療養給付費     |         | 療養費    |        | 高額療養費   |         | 計①        |         |
|-------|-----------|---------|--------|--------|---------|---------|-----------|---------|
|       | 金額        | 前年比     | 金額     | 前年比    | 金額      | 前年比     | 金額        | 前年比     |
| 令和4年度 | 6,031,739 | 98.45%  | 88,044 | 89.59% | 902,233 | 96.46%  | 7,022,016 | 98.07%  |
| 令和5年度 | 6,090,870 | 100.98% | 84,389 | 95.85% | 926,056 | 102.64% | 7,101,315 | 101.13% |
| 令和6年度 | 6,147,118 | 100.92% | 79,215 | 93.87% | 996,809 | 107.64% | 7,223,142 | 101.72% |
| 令和7年度 | 5,839,762 | 95.00%  | 75,254 | 95.00% | 946,967 | 95.00%  | 6,861,983 | 95.00%  |
| 令和8年度 | 5,781,365 | 99.00%  | 74,502 | 99.00% | 937,498 | 99.00%  | 6,793,365 | 99.00%  |

※令和7年度、令和8年度は当初予算としています。

| 区分    | 移送費 |     | 審査支払手数料 |         | 計②     |         | 合計(①+②)   |         |
|-------|-----|-----|---------|---------|--------|---------|-----------|---------|
|       | 金額  | 前年比 | 金額      | 前年比     | 金額     | 前年比     | 金額        | 前年比     |
| 令和4年度 | 77  | —   | 14,586  | 98.38%  | 14,663 | 98.90%  | 7,036,679 | 98.07%  |
| 令和5年度 | 0   | —   | 14,476  | 99.25%  | 14,476 | 98.72%  | 7,115,791 | 101.12% |
| 令和6年度 | 0   | —   | 14,221  | 98.24%  | 14,221 | 98.24%  | 7,237,363 | 101.71% |
| 令和7年度 | 80  | —   | 14,628  | 102.86% | 14,708 | 103.42% | 6,876,691 | 95.02%  |
| 令和8年度 | 80  | —   | 14,439  | 98.71%  | 14,519 | 98.71%  | 6,807,884 | 99.00%  |

※令和7年度、令和8年度は当初予算としています。

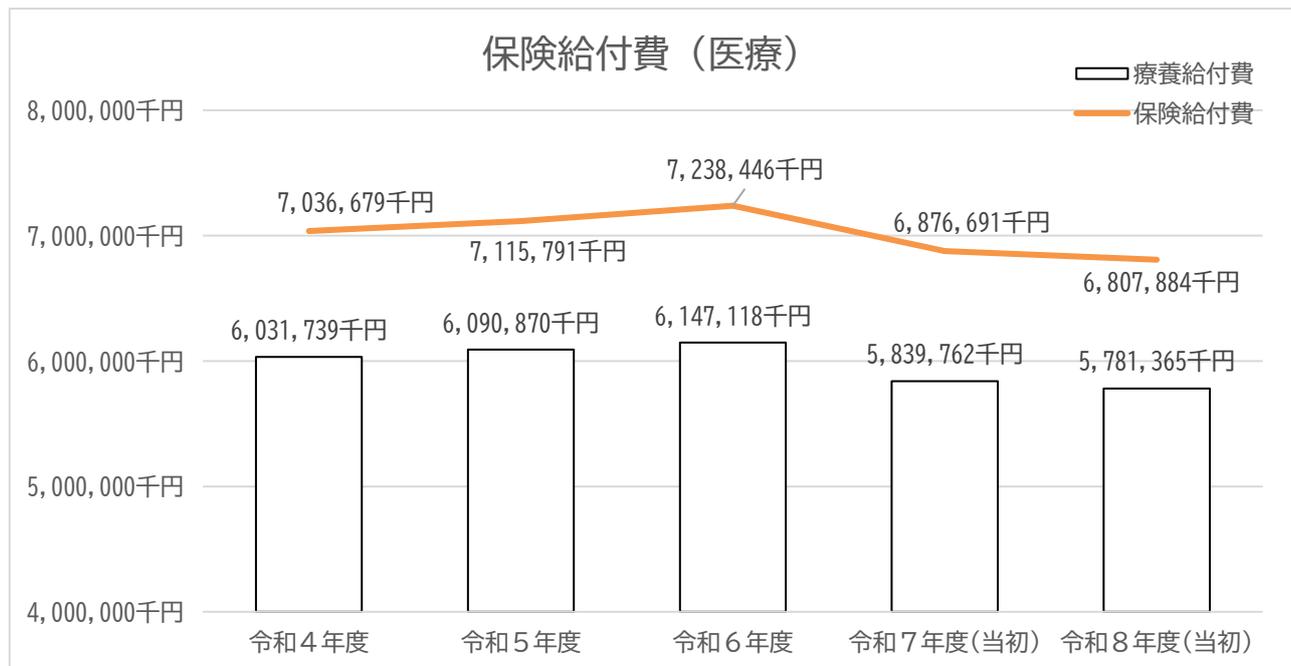


表11 保険給付費（給付）の状況

単位：千円、件

| 区分    | 出産育児一時金 |        |         | 葬祭費 |       |         | 傷病手当金 |       |         | 計      |         |
|-------|---------|--------|---------|-----|-------|---------|-------|-------|---------|--------|---------|
|       | 件数      | 金額     | 前年比     | 件数  | 金額    | 前年比     | 件数    | 金額    | 前年比     | 金額     | 前年比     |
| 令和4年度 | 71      | 29,052 | 91.03%  | 160 | 8,000 | 114.29% | 98    | 4,458 | 362.96% | 41,510 | 100.47% |
| 令和5年度 | 75      | 29,052 | 105.63% | 150 | 7,500 | 93.75%  | 2     | 58    | 2.04%   | 36,610 | 88.20%  |
| 令和6年度 | 62      | 20,573 | 82.67%  | 135 | 6,750 | 90.00%  | 0     | 0     | 0.00%   | 27,323 | 74.63%  |
| 令和7年度 | 46      | 20,151 | 74.19%  | 77  | 3,850 | 57.04%  |       |       |         | 24,001 | 87.84%  |
| 令和8年度 | 78      | 39,000 | 169.57% | 145 | 7,250 | 188.31% |       |       |         | 46,250 | 192.70% |

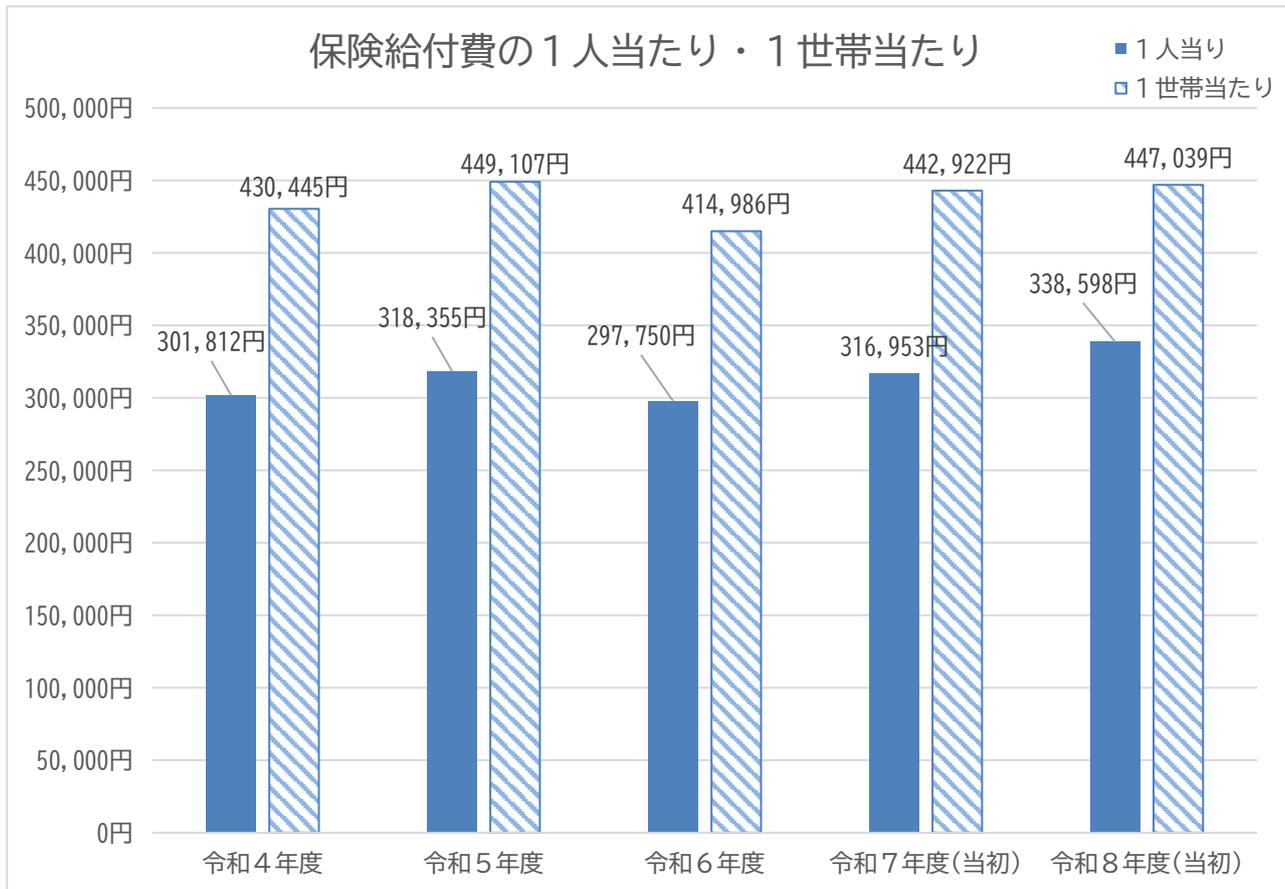
※令和7年度は12月末現在、令和8年度は当初予算としています。  
 ※傷病手当金は令和2年度から開始し、令和5年5月7日までで終了しています。

表12 保険給付費の1人当たり・1世帯当たり

単位：円

| 区分    | 1人当たり<br>保険給付費 | 前年比      |        | 1世帯当たり<br>給付費 | 前年比      |        | 保険給付費     |        |
|-------|----------------|----------|--------|---------------|----------|--------|-----------|--------|
|       |                | 増減       | 対比(%)  |               | 増減       | 対比(%)  | 全体額(千円)   | 前年比(%) |
| 令和4年度 | 301,812        | 24,824   | 102.3% | 430,445       | 31,404   | 101.3% | 7,063,603 | 98.1%  |
| 令和5年度 | 318,355        | 16,543   | 105.5% | 449,107       | 18,662   | 104.3% | 7,144,838 | 101.2% |
| 令和6年度 | 297,750        | △ 20,605 | 93.5%  | 414,986       | △ 34,121 | 92.4%  | 6,467,137 | 90.5%  |
| 令和7年度 | 316,953        | 19,203   | 106.4% | 442,922       | 27,936   | 106.7% | 6,909,563 | 106.8% |
| 令和8年度 | 338,598        | 21,645   | 106.8% | 447,039       | 4,117    | 100.9% | 6,839,695 | 99.0%  |

※令和7年度、令和8年度は当初予算としています。  
 ※保険給付費は審査手数料を除いた金額としています。  
 ※1人・1世帯当たり給付費は、給付費を平均被保険者数（平均世帯数）で除した金額としています。



## (5) 保健事業

保健事業については、国が定める指針に基づき、特定健康診査及び人間ドック検診を実施し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に取り組んでおります。また、特定健康診査及び人間ドック検診などを受診した被保険者のうち、保健指導の対象となる方に対し生活習慣の改善のための自主的な取組をしていただけるように助言や働きかけなどを行っております。

その他、被保険者の健康の保持増進のため保養施設の利用補助を実施しております。

### ○特定健康診査

特定健康診査については、生活習慣病のうち糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査を40歳以上の被保険者を対象に実施しております。

表13 特定健康診査の当初予算及び決算

| 区分    | 特定健康診査   |          |         |        |
|-------|----------|----------|---------|--------|
|       | 当初予算額    | 決算(見込)額  | 対象者数    | 受診者数   |
| 令和4年度 | 85,964千円 | 72,807千円 | 17,542人 | 5,901人 |
| 令和5年度 | 86,099千円 | 73,859千円 | 16,785人 | 5,987人 |
| 令和6年度 | 86,099千円 | 71,867千円 | 16,322人 | 5,833人 |
| 令和7年度 | 83,789千円 | 83,789千円 | 16,785人 | 6,170人 |
| 令和8年度 | 83,789千円 | -        | 16,322人 | 6,170人 |

※令和7年度以降の対象者数と受診者数は予算積算時の人数としています。

### ○人間ドック検診

人間ドック検診につきましては、疾病の早期発見、早期治療を目的として特定健康診査の検査項目に加え、より詳細な検査項目を追加して検診を実施しております。検診料につきましては、その一部を助成しております。

表14 人間ドック検診（委託医療機関）の当初予算及び決算

| 区分    | 人間ドック検診（委託医療機関） |          |      |
|-------|-----------------|----------|------|
|       | 当初予算額           | 決算(見込)額  | 受診者数 |
| 令和4年度 | 29,364千円        | 25,479千円 | 864人 |
| 令和5年度 | 30,291千円        | 28,215千円 | 965人 |
| 令和6年度 | 30,291千円        | 27,379千円 | 943人 |
| 令和7年度 | 30,291千円        | 30,291千円 | 980人 |
| 令和8年度 | 30,291千円        | -        | 980人 |

※令和7年度以降の受診者数は予算積算時の人数としています。

表15 人間ドック検診（補助金）の当初予算及び決算

| 区分    | 人間ドック検診（補助金） |         |         |
|-------|--------------|---------|---------|
|       | 当初予算額        | 決算(見込)額 | 補助金申請者数 |
| 令和4年度 | 6,491千円      | 6,141千円 | 208人    |
| 令和5年度 | 6,491千円      | 5,597千円 | 190人    |
| 令和6年度 | 6,491千円      | 5,748千円 | 193人    |
| 令和7年度 | 6,491千円      | 6,491千円 | 210人    |
| 令和8年度 | 6,491千円      | -       | 210人    |

※令和7年度以降の補助金申請者数は予算積算時の人数としています。

## ○特定保健指導

特定保健指導については、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、糖尿病等の生活習慣病を予防することで健康的な生活を維持することができるように、健康相談、助言、訪問指導などを実施しております。

表16 特定保健指導の当初予算及び決算

| 区分    | 特定保健指導  |         |      |
|-------|---------|---------|------|
|       | 当初予算額   | 決算(見込)額 | 実施者数 |
| 令和4年度 | 5,388千円 | 3,770千円 | 277人 |
| 令和5年度 | 5,388千円 | 3,385千円 | 241人 |
| 令和6年度 | 6,605千円 | 4,369千円 | 222人 |
| 令和7年度 | 5,841千円 | 5,841千円 | 295人 |
| 令和8年度 | 6,493千円 | -       | 305人 |

※令和7年度以降の実施者数は予算積算時の人数としています。

## ○保養施設

被保険者の健康の保持増進やリフレッシュを図ることを目的として、保養施設の宿泊料の一部を助成しています。

表17 保養施設利用補助金の当初予算及び決算

| 区分    | 保養施設利用補助金 |         |          |          |
|-------|-----------|---------|----------|----------|
|       | 当初予算額     | 決算(見込)額 | 利用者数(大人) | 利用者数(小人) |
| 令和4年度 | 230千円     | 82千円    | 40人      | 2人       |
| 令和5年度 | 230千円     | 66千円    | 32人      | 2人       |
| 令和6年度 | 230千円     | 67千円    | 33人      | 1人       |
| 令和7年度 | 110千円     | 110千円   | 50人      | 10人      |
| 令和8年度 | 110千円     | -       | 50人      | 10人      |

※令和7年度以降の利用者数は予算積算時の人数としています。

## 4 国民健康保険事業運営の課題

### (1) 国が示す市町村国民健康保険の構造的な問題

#### 年齢構成

- ・年齢構成が高く、医療水準が高い

#### 財政基盤

- ・所得水準が低い
- ・保険料（税）負担が重い
- ・保険料（税）の収納率
- ・一般会計繰入・繰上充用

#### 財政の安定性・市町村格差

- ・財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ・市町村間の格差

### (2) 朝霞市国民健康保険の課題

#### 全般

- ・被保険者数が減少
- ・高年齢層の占める割合が高い
- ・低所得者層の割合が高い

#### 医療給付等

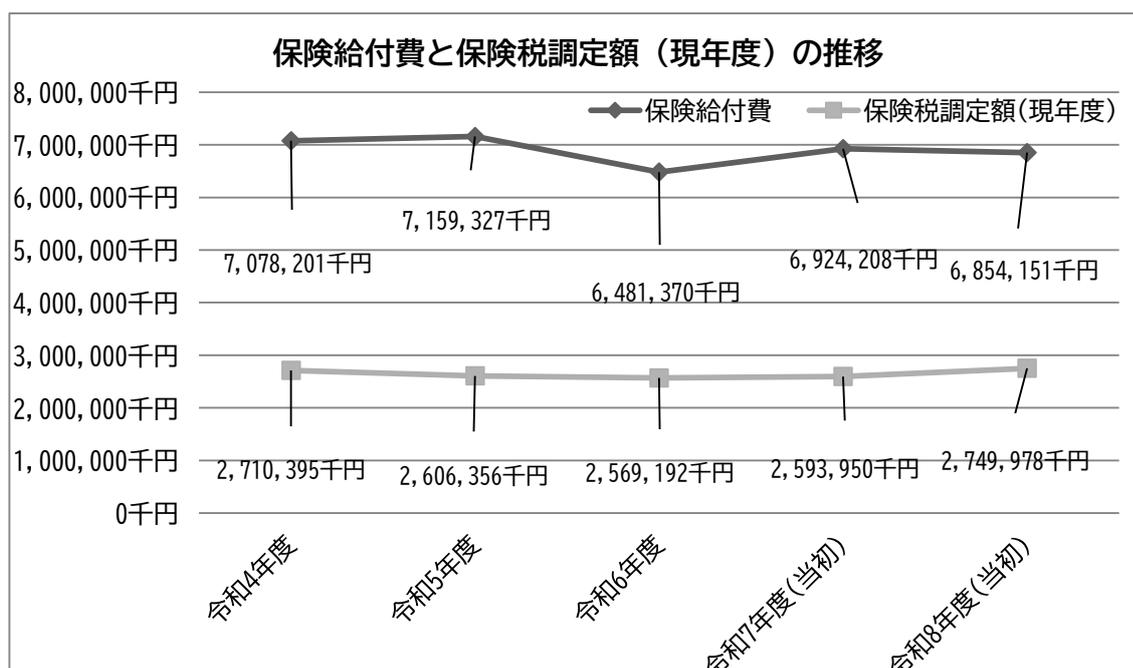
- ・1人当たり医療費の上昇
- ・特定健診・特定保健指導の受診率（実施率）が目標に達していない

#### 保険税

- ・被保険者数の減少等により現年度分収納額が減少
- ・保険料（税）の検討
- ・現年分収納率の向上

#### 運営等

- ・埼玉県国民健康保険運営方針に掲げる事項への対応  
（保険税賦課方式、赤字削減解消計画等）
- ・一般会計繰入金（法定外）の解消



## 5 令和8年度事業

### (1) 事業方針

少子高齢化の急速な進展に伴い、被保険者数は引き続き減少が見込まれるとともに、年齢構成については、高齢者の割合が増加すると見込まれます。

また、医療費は医療技術の高度化等による医療費水準の上昇に加え、未だ新型コロナウイルス感染症の影響もあることなどから、今後の保険給付費の推移を見込むことは難しい状況にあります。

国民健康保険を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。令和8年度の取組といたしましては、保険税賦課限度額を112万円から**法定額（令和8年1月現在では113万円の見込み）**に改正することや保険税率等の改正を検討することを予定しております。

このほか、収納率向上への取組や特定健康診査などの受診率の向上による医療費の適正化への取組を実施するとともに、国及び県からの交付金や財政調整基金を活用しながら、国民健康保険事業の安定的な運営を実施してまいります。

### (2) 主要な取組

#### 保険税の適正賦課及び収納率の向上

- ・資格の届出義務の周知、手続きの勧奨
- ・保険税率の検討
- ・子ども・子育て支援金の創設（令和8年度賦課分から開始）
- ・保険税賦課限度額を**法定額（113万円）**に引き上げ（令和8年度賦課分は112万円に改正予定）
- ・居所不明調査
- ・保険税に関する申告の勧奨
- ・税込確保の取組強化
- ・口座振替の原則化による加入促進
- ・コールセンターを活用した納付勧奨
- ・休日納税相談の実施

#### 医療費の適正化の推進

- ・ジェネリック医薬品の利用促進
- ・レセプト点検の充実
- ・積極的な求償事務
- ・不当利得の発生防止の働きかけ
- ・頻回、重複受診抑制についての働きかけ
- ・医療費通知の送付

#### 健康づくりへの取組

- ・第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期朝霞市特定健康診査等実施計画の推進
- ・第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価の実施
- ・生活習慣病重症化予防対策事業の実施
- ・特定健康診査等受診勧奨の実施
- ・特定保健指導の充実
- ・コバトンALKOO（あるこう）マイレージ事業
- ・保養施設利用補助事業の実施

#### 国保事業の充実

- ・国保事業の現状把握（統計資料の整備・充実）
- ・国保制度の啓発推進（制度改正・一部負担金減免・保険税減免など）
- ・**保険税水準の準統一に向けた取組（条例・規則等の改正を含む）**

## 6 令和8年度国民健康保険特別会計

### (1) 令和8年度国保会計当初予算(案)及び前年度との比較

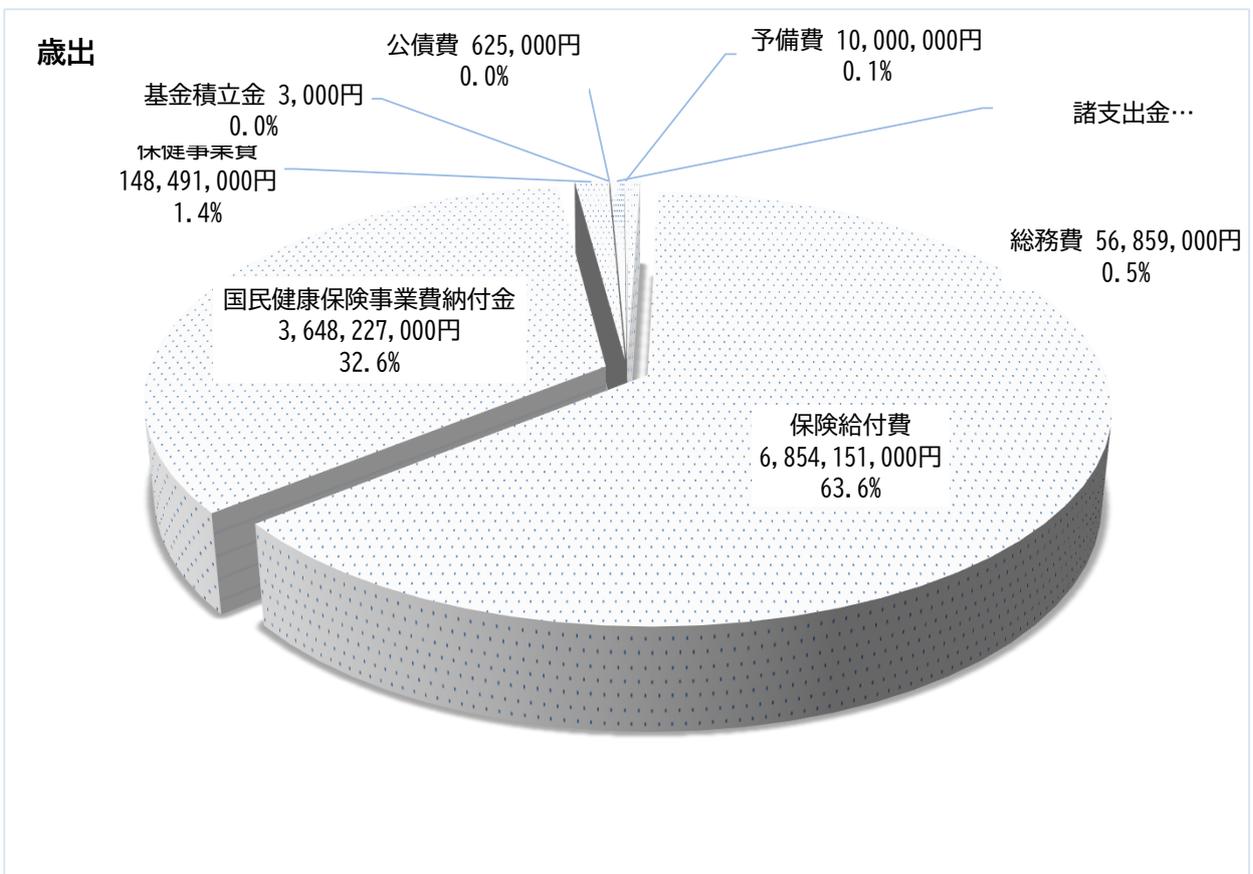
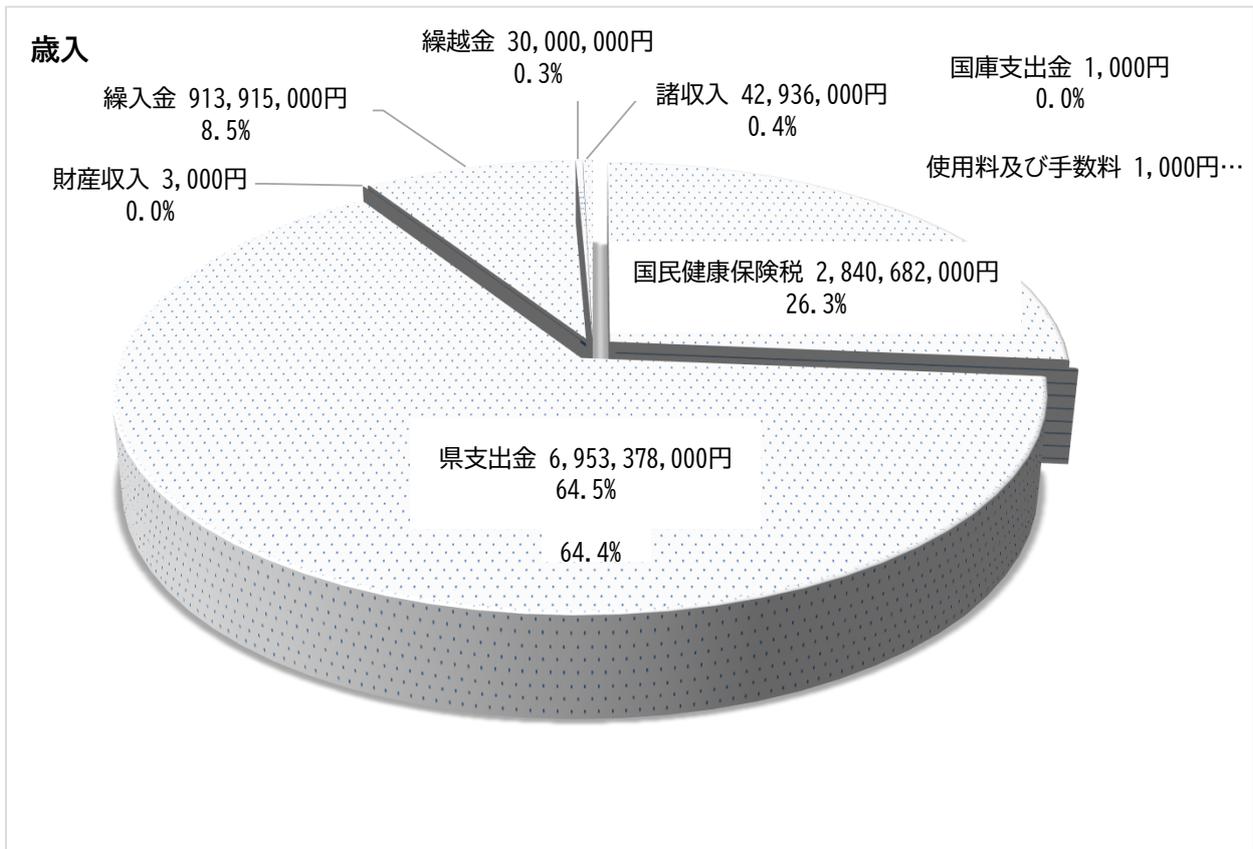
#### ○歳入

| 歳入項目     | 令和7年度(当初)       | 令和8年度(当初案)      | 増減額           | 前年比    |
|----------|-----------------|-----------------|---------------|--------|
| 国民健康保険税  | 2,712,916,000円  | 2,840,682,000円  | 127,766,000円  | 104.7% |
| 使用料及び手数料 | 1,000円          | 1,000円          | 円             | 100.0% |
| 国庫支出金    | 1,000円          | 1,000円          | 円             | 100.0% |
| 県支出金     | 7,024,258,000円  | 6,953,378,000円  | △ 70,880,000円 | 99.0%  |
| 財産収入     | 3,000円          | 3,000円          | 円             | 100.0% |
| 繰入金      | 799,349,000円    | 913,915,000円    | 114,566,000円  | 114.3% |
| 繰越金      | 100,000,000円    | 30,000,000円     | △ 70,000,000円 | 30.0%  |
| 諸収入      | 47,470,000円     | 42,936,000円     | △ 4,534,000円  | 90.4%  |
| 合計       | 10,683,998,000円 | 10,780,916,000円 | 96,918,000円   | 100.9% |

#### ○歳出

| 歳出項目         | 令和7年度(当初)       | 令和8年度(当初案)      | 増減額           | 前年比    |
|--------------|-----------------|-----------------|---------------|--------|
| 総務費          | 54,787,000円     | 56,859,000円     | 2,072,000円    | 103.8% |
| 保険給付費        | 6,924,208,000円  | 6,854,151,000円  | △ 70,057,000円 | 99.0%  |
| 国民健康保険事業費納付金 | 3,488,268,000円  | 3,648,227,000円  | 159,959,000円  | 104.6% |
| 保健事業費        | 146,765,000円    | 148,491,000円    | 1,726,000円    | 101.2% |
| 基金積立金        | 3,000円          | 3,000円          | 円             | 100.0% |
| 公債費          | 542,000円        | 625,000円        | 83,000円       | 115.3% |
| 諸支出金         | 59,425,000円     | 62,560,000円     | 3,135,000円    | 105.3% |
| 予備費          | 10,000,000円     | 10,000,000円     | 円             | 100.0% |
| 合計           | 10,683,998,000円 | 10,780,916,000円 | 96,918,000円   | 100.9% |

令和8年度 国民健康保険当初予算（案）の構成図



## (2) 令和8年度 国保会計当初予算(案) 詳細

## (歳入)

単位：円

| 科 目      |             |             | 令和7年度<br>当初予算  | 令和8年度<br>当初予算(案) | 前年増減         | 前年比率    |
|----------|-------------|-------------|----------------|------------------|--------------|---------|
| 款        | 項           | 目           |                |                  |              |         |
| 国民健康保険税  | 国民健康保険税     | 国民健康保険税     | 2,712,916,000  | 2,840,682,000    | 127,766,000  | 104.7%  |
|          | 計           |             | 2,712,916,000  | 2,840,682,000    | 127,766,000  | 104.7%  |
| 使用料及び手数料 | 手数料         | 総務手数料       | 1,000          | 1,000            | 0            | 100.0%  |
|          | 計           |             | 1,000          | 1,000            | 0            | 100.0%  |
| 国庫支出金    | 国庫補助金       | 災害臨時特例補助金   | 1,000          | 1,000            | 0            | 100.0%  |
|          | 計           |             | 1,000          | 1,000            | 0            | 100.0%  |
| 県支出金     | 県補助金        | 保険給付費等交付金   | 7,024,258,000  | 6,953,378,000    | △70,880,000  | 99.0%   |
|          | 計           |             | 7,024,258,000  | 6,953,378,000    | △70,880,000  | 99.0%   |
| 財産収入     | 財産運用収入      | 利子及び配当金     | 3,000          | 3,000            | 0            | 100.0%  |
|          | 計           |             | 3,000          | 3,000            | 0            | 100.0%  |
| 繰入金      | 一般会計繰入金     | 一般会計繰入金(法定) | 450,308,000    | 480,833,000      | 30,525,000   | 106.8%  |
|          |             | その他繰入金(法定外) | 334,041,000    |                  | △334,041,000 | 皆減      |
|          | 基金繰入金       | 基金繰入金       | 15,000,000     | 433,082,000      | 418,082,000  | 2887.2% |
|          | 計           |             | 799,349,000    | 913,915,000      | 114,566,000  | 114.3%  |
| 繰越金      | 繰越金         | その他繰越金      | 100,000,000    | 30,000,000       | △70,000,000  | 30.0%   |
|          | 計           |             | 100,000,000    | 30,000,000       | △70,000,000  | 30.0%   |
| 諸収入      | 延滞金、加算金及び過料 | 延滞金         | 39,151,000     | 33,959,000       | △5,192,000   | 86.7%   |
|          |             | 第三者納付金      | 3,709,000      | 4,640,000        | 931,000      | 125.1%  |
|          | 雑入          | 返納金         | 4,502,000      | 4,224,000        | △278,000     | 93.8%   |
|          |             | 雑入          | 107,000        | 112,000          | 5,000        | 104.7%  |
|          |             | 小計          | 8,318,000      | 8,976,000        | 658,000      | 107.9%  |
|          | 市預金利子       | 市預金利子       | 1,000          | 1,000            | 0            | 100.0%  |
| 計        |             | 47,470,000  | 42,936,000     | △4,534,000       | 90.4%        |         |
| 歳入合計     |             |             | 10,683,998,000 | 10,780,916,000   | 96,918,000   | 100.9%  |

## (歳出)

単位：円

| 科 目              |                           |             | 令和7年度<br>当初予算  | 令和8年度<br>当初予算(案) | 前年比較          | 比率          |        |
|------------------|---------------------------|-------------|----------------|------------------|---------------|-------------|--------|
| 款                | 項                         | 目           |                |                  |               |             |        |
| 総務費              | 総務管理費                     | 一般管理費       | 46,812,000     | 47,490,000       | 678,000       | 101.4%      |        |
|                  |                           | 連合会負担金      | 1,193,000      | 1,086,000        | △107,000      | 91.0%       |        |
|                  | 徴収費                       | 賦課徴収費       | 5,469,000      | 7,290,000        | 1,821,000     | 133.3%      |        |
|                  | 運営協議会費                    | 運営協議会費      | 1,313,000      | 993,000          | △320,000      | 75.6%       |        |
|                  | 計                         |             |                | 54,787,000       | 56,859,000    | 2,072,000   | 103.8% |
| 保険給付費            | 療養諸費                      | 療養給付費       | 5,839,762,000  | 5,781,365,000    | △58,397,000   | 99.0%       |        |
|                  |                           | 療養費         | 75,254,000     | 74,502,000       | △752,000      | 99.0%       |        |
|                  |                           | 小計(審査手数料除く) | 5,915,016,000  | 5,855,867,000    | △59,149,000   | 99.0%       |        |
|                  |                           | 審査支払手数料     | 14,628,000     | 14,439,000       | △189,000      | 98.7%       |        |
|                  |                           | 小計(審査手数料含む) | 5,929,644,000  | 5,870,306,000    | △59,338,000   | 99.0%       |        |
|                  | 高額療養費                     | 高額療養費       | 945,238,000    | 935,786,000      | △9,452,000    | 99.0%       |        |
|                  |                           | 高額介護合算療養費   | 1,729,000      | 1,712,000        | △17,000       | 99.0%       |        |
|                  |                           | 小計          | 946,967,000    | 937,498,000      | △9,469,000    | 99.0%       |        |
|                  | 移送費                       | 移送費         | 80,000         | 80,000           | 0             | 100.0%      |        |
|                  | 療養諸費(審査手数料除く)+高額療養費+移送費の計 |             |                | 6,862,063,000    | 6,793,445,000 | △68,618,000 | 99.0%  |
|                  | 出産育児諸費                    | 出産育児一時金     | 40,000,000     | 39,000,000       | △1,000,000    | 97.5%       |        |
|                  |                           | 審査支払手数料     | 17,000         | 17,000           | 0             | 100.0%      |        |
|                  |                           | 小計          | 40,017,000     | 39,017,000       | △1,000,000    | 97.5%       |        |
|                  | 葬祭諸費                      | 葬祭費         | 7,500,000      | 7,250,000        | △250,000      | 96.7%       |        |
| 計                |                           |             | 6,924,208,000  | 6,854,151,000    | △70,057,000   | 99.0%       |        |
| 国民健康保険<br>事業費納付金 | 医療給付費分                    | 医療給付費分      | 2,326,018,000  | 2,385,205,000    | 59,187,000    | 102.5%      |        |
|                  | 後期高齢者支援<br>金等分            | 後期高齢者支援金等分  | 845,340,000    | 852,132,000      | 6,792,000     | 100.8%      |        |
|                  | 介護納付金分                    | 介護納付金分      | 316,910,000    | 324,205,000      | 7,295,000     | 102.3%      |        |
|                  | 子ども・子育て分                  | 子ども・子育て分    |                | 86,685,000       | 86,685,000    | 皆増          |        |
|                  | 計                         |             |                | 3,488,268,000    | 3,648,227,000 | 159,959,000 | 104.6% |
| 保健事業費            | 特定健康診査等事業費                | 特定健康診査等事業費  | 103,720,000    | 107,970,000      | 4,250,000     | 104.1%      |        |
|                  | 保健事業費                     | 保健衛生普及費     | 43,045,000     | 40,521,000       | △2,524,000    | 94.1%       |        |
|                  | 計                         |             |                | 146,765,000      | 148,491,000   | 1,726,000   | 101.2% |
| 基金積立金            | 基金積立金                     | 基金積立金       | 3,000          | 3,000            | 0             | 100.0%      |        |
| 公債費              | 公債費                       | 利子          | 542,000        | 625,000          | 83,000        | 115.3%      |        |
| 諸支出金             | 償還金及び還付加算金                | 保険税還付金      | 19,559,000     | 20,233,000       | 674,000       | 103.4%      |        |
|                  |                           | 償還金         | 39,648,000     | 42,127,000       | 2,479,000     | 106.3%      |        |
|                  |                           | 保険税還付加算金    | 217,000        | 199,000          | △18,000       | 91.7%       |        |
|                  |                           | 小計          | 59,424,000     | 62,559,000       | 3,135,000     | 105.3%      |        |
|                  | 繰出金                       | 一般会計繰出金     | 1,000          | 1,000            | 0             | 100.0%      |        |
| 計                |                           |             | 59,425,000     | 62,560,000       | 3,135,000     | 105.3%      |        |
| 予備費              | 予備費                       | 予備費         | 10,000,000     | 10,000,000       | 0             | 100.0%      |        |
| 歳 出 合 計          |                           |             | 10,683,998,000 | 10,780,916,000   | 96,918,000    | 100.9%      |        |

生命のカプセルである「種子」をモチーフにしたマスコットです。  
このカプセルには国保の願いである  
みんなの健康と安心がつめ込まれています。  
種子から芽吹いた生まれたての若葉は  
「健康で安心できる明るい未来へ」  
スクスクと元気に成長していきます。

健康まもるくんは  
「みんなの健康をまもる」  
という国保の大きな役割を応援します!



# 朝霞市国民健康保険 事業説明書

(令和8年度)

朝霞市こども・健康部保険年金課  
国民健康保険係・保健事業係

令和7年度(2025年度) 朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (案)

資料3-1

(歳入)

単位：円

| 予算科目     |              | 補正前の額          | 補正額           | 合計            |               |
|----------|--------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 国民健康保険税  | 医療分現年度課税分    | 1,788,805,000  | 8,351,000     | 1,797,156,000 |               |
|          | 後期支援金分現年度課税分 | 581,606,000    | △ 8,985,000   | 572,621,000   |               |
|          | 介護分現年度課税分    | 223,539,000    | △ 8,478,000   | 215,061,000   |               |
|          | 医療分滞納繰越分     | 81,806,000     | 5,977,000     | 87,783,000    |               |
|          | 後期支援金分滞納繰越分  | 25,580,000     | △ 518,000     | 25,062,000    |               |
|          | 介護分滞納繰越分     | 11,580,000     |               | 11,580,000    |               |
|          | 計            | 2,712,916,000  | △ 3,653,000   | 2,709,263,000 |               |
| 使用料及び手数料 | 事務手数料        | 1,000          |               | 1,000         |               |
|          | 計            | 1,000          | 0             | 1,000         |               |
| 国庫支出金    | 国庫補助金        | 災害臨時特例補助金      | 1,000         | 46,000        | 47,000        |
|          |              | 子ども・子育て支援事業費補助 | 3,102,000     |               | 3,102,000     |
|          | 計            | 3,103,000      | 46,000        | 3,149,000     |               |
| 県支出金     | 保険給付費等交付金    | 普通交付金          | 6,876,691,000 |               | 6,876,691,000 |
|          |              | 特別交付金          | 147,567,000   |               | 147,567,000   |
|          | 計            | 7,024,258,000  | 0             | 7,024,258,000 |               |
| 財産収入     | 配当金及び<br>利子  | 財政調整基金利子       | 1,000         | 24,000        | 25,000        |
|          |              | 高額療養費資金貸付基金利子  | 1,000         | 31,000        | 32,000        |
|          |              | 出産費資金貸付基金利子    | 1,000         | 17,000        | 18,000        |
|          | 計            | 3,000          | 72,000        | 75,000        |               |

| 行  | 予算科目  | 補正前の額               | 補正額         | 合計             |               |
|----|-------|---------------------|-------------|----------------|---------------|
| 1  | 繰入金   | 保険基盤安定繰入金(軽減分)      | 182,822,000 | 34,417,000     | 217,239,000   |
| 2  |       | 保険基盤安定繰入金(支援分)      | 178,561,000 | 18,341,000     | 196,902,000   |
| 3  |       | 未就学児均等割保険税繰入金       | 3,607,000   | 1,732,000      | 5,339,000     |
| 4  |       | 産前産後保険税繰入金          | 1,902,000   | 546,000        | 2,448,000     |
| 5  |       | 出産育児一時金繰入金          | 26,667,000  |                | 26,667,000    |
| 6  |       | 事務費繰入金              | 54,787,000  |                | 54,787,000    |
| 7  |       | 財政安定化支援事業繰入金        | 1,962,000   | 3,607,000      | 5,569,000     |
| 8  |       | その他繰入金              | 349,364,000 | 378,046,000    | 727,410,000   |
| 9  |       | 基金繰入金               | 15,000,000  |                | 15,000,000    |
| 10 |       | 計                   | 814,672,000 | 436,689,000    | 1,251,361,000 |
| 11 | 繰越金   | その他繰越金              | 84,677,000  |                | 84,677,000    |
| 12 |       | 計                   | 84,677,000  | 0              | 84,677,000    |
| 13 | 延滞金   | 一般分                 | 38,270,000  |                | 38,270,000    |
| 14 |       | 退職分                 | 881,000     |                | 881,000       |
| 15 |       | 小計                  | 39,151,000  |                | 39,151,000    |
| 16 | 諸     | 第三者納付金              | 3,709,000   |                | 3,709,000     |
| 17 |       | 返納金                 | 4,502,000   |                | 4,502,000     |
| 18 | 雑入    | コピー代                | 1,000       |                | 1,000         |
| 19 |       | 療養費等指定公費受入金         | 1,000       |                | 1,000         |
| 20 |       | 会計年度任用職員等雇用保険料自己負担金 | 105,000     |                | 105,000       |
| 21 |       | 小計                  | 107,000     |                | 107,000       |
| 22 | 市預金利子 | 1,000               |             | 1,000          |               |
| 23 | 計     | 47,470,000          | 0           | 47,470,000     |               |
| 24 | 歳入合計  | 10,687,100,000      | 433,154,000 | 11,120,254,000 |               |

令和7年度(2025年度) 朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (案)

資料3-2

(歳出)

単位：円

| 予 算 科 目               |               | 補正前の額             | 補正額           | 合計            |             |
|-----------------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|-------------|
| 総<br>務<br>費           | 一 般 管 理 費     | 49,914,000        |               | 49,914,000    |             |
|                       | 連 合 会 負 担 金   | 1,193,000         |               | 1,193,000     |             |
|                       | 賦 課 徴 収 費     | 5,469,000         |               | 5,469,000     |             |
|                       | 運 営 協 議 会 費   | 1,313,000         |               | 1,313,000     |             |
|                       | 計             | 57,889,000        | 0             | 57,889,000    |             |
| 保<br>険<br>給<br>付<br>費 | 療 養 給 付 費     | 5,839,762,000     |               | 5,839,762,000 |             |
|                       | 療 養 費         | 75,254,000        |               | 75,254,000    |             |
|                       | 審 査 支 払 手 数 料 | 14,628,000        |               | 14,628,000    |             |
|                       | 高 額 養 護 費     | 一 般 分             | 945,238,000   |               | 945,238,000 |
|                       |               | 一 般 高 額 介 護 合 算 分 | 1,729,000     |               | 1,729,000   |
|                       | 小計            | 946,967,000       |               | 946,967,000   |             |
|                       | 移 送 費         | 80,000            |               | 80,000        |             |
|                       | 出 産 育 児 一 時 金 | 40,000,000        |               | 40,000,000    |             |
|                       | 支 払 手 数 料     | 17,000            |               | 17,000        |             |
|                       | 葬 祭 費         | 7,500,000         |               | 7,500,000     |             |
| 計                     | 6,924,208,000 | 0                 | 6,924,208,000 |               |             |

| 予 算 科 目 |                      | 補正前の額               | 補正額            | 合計            |                |
|---------|----------------------|---------------------|----------------|---------------|----------------|
| 1       | 国民健康<br>保険事業<br>費納付金 | 医 療 給 付 費 分         | 2,326,018,000  | 2,326,018,000 |                |
| 2       |                      | 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 | 845,340,000    | 845,340,000   |                |
| 3       |                      | 介 護 納 付 金 分         | 316,910,000    | 316,910,000   |                |
| 4       |                      | 計                   | 3,488,268,000  | 0             | 3,488,268,000  |
| 5       | 保 業 健 費              | 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費 | 103,720,000    | 103,720,000   |                |
| 6       |                      | 保 健 衛 生 普 及 費       | 43,045,000     | 43,045,000    |                |
| 7       |                      | 計                   | 146,765,000    | 0             | 146,765,000    |
| 8       | 基 金 積 立 金            |                     | 3,000          | 433,154,000   | 433,157,000    |
| 9       | 公 債 費                |                     | 542,000        | 0             | 542,000        |
| 10      | 諸<br>支<br>出<br>金     | 保 険 税 還 付 金         | 19,559,000     |               | 19,559,000     |
| 11      |                      | 償 還 金               | 39,648,000     |               | 39,648,000     |
| 12      |                      | 保 険 税 還 付 加 算 金     | 217,000        |               | 217,000        |
| 13      |                      | 一 般 会 計 繰 出 金       | 1,000          |               | 1,000          |
| 14      |                      | 計                   | 59,425,000     | 0             | 59,425,000     |
| 15      | 予 備 費                |                     | 10,000,000     | 0             | 10,000,000     |
| 16      | 歳 出 合 計              |                     | 10,687,100,000 | 433,154,000   | 11,120,254,000 |

17

| 科 目 |         | 補正前の額          | 補正額         | 合計             |
|-----|---------|----------------|-------------|----------------|
| 18  |         |                |             |                |
| 19  | 歳 入 合 計 | 10,687,100,000 | 433,154,000 | 11,120,254,000 |
| 20  | 歳 出 合 計 | 10,687,100,000 | 433,154,000 | 11,120,254,000 |

## 議題（４）子ども・子育て支援金について

### 1 子ども・子育て支援制度の創設

国において、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」が策定され、3.6兆円規模の子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされました。

当該プランを支える安定的な財源確保のため、すべての世代や企業から支援金を拠出する「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む法律が令和6年6月12日に成立し、令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料(税)と合わせて、被保険者から支援金を徴収し、子ども・子育て支援納付金として国に納付することとされています。

### 2 本市の税率等案

(1) 賦課方式 2方式 所得割 均等割

(2) 税率等

・ 県が示す「市町村標準保険税率」（令和8年度）をベースに算定

|       | 令和8年度<br>保険税率案 | 標準保険税率<br>(令和8年度) |
|-------|----------------|-------------------|
| 所得割額  | 0.3%           | 0.3%              |
| 均等割額  | 1,800円         | 1,838円            |
| 18歳以上 | 100円           | 141円              |

(3) 賦課限度額 3万円

### 3 モデルケース試算

| モデルケース              | 収入         | 軽減判定 | 試算額（年額） |
|---------------------|------------|------|---------|
| ① 単身世帯／70～74歳1人     | 年金収入 140万円 | 7割軽減 | 500円    |
| ② 2人世帯／50歳代2人       | 給与収入 120万円 | 5割軽減 | 2,500円  |
| ③ 3人世帯／40歳代2人＋小学生1人 | 給与収入 240万円 | 2割軽減 | 6,500円  |
| ④ 3人世帯／40歳代2人＋小学生1人 | 給与収入 400万円 | 軽減なし | 10,700円 |

(参考) 令和8年度保険税率改正案(子ども・子育て支援金分を加えたもの)

| 区分  |       | 令和7年度   | 令和8年度   |             | 令和9年度(令和7年度) |             |
|-----|-------|---------|---------|-------------|--------------|-------------|
|     |       | 保険税率①   | 保険税率案②  | 増減<br>(②-①) | 標準保険<br>税率③  | 増減<br>(③-②) |
| 医療  | 所得割   | 7.6%    | 7.6%    | ±0          | 7.53%        | ▲0.07%      |
|     | 資産割   | 20%     | 10%     | ▲10%        | -            | ▲10%        |
|     | 均等割   | 22,000円 | 34,000円 | +12,000円    | 46,153円      | +12,153円    |
|     | 平等割   | 7,000円  | 4,000円  | ▲3,000円     | -            | ▲4,000円     |
| 支援  | 所得割   | 2.3%    | 2.60%   | +0.3%       | 2.84%        | +0.24%      |
|     | 均等割   | 12,000円 | 14,000円 | +2,000円     | 17,159円      | +3,159円     |
| 介護  | 所得割   | 2.0%    | 2.20%   | +0.2%       | 2.38%        | +0.18%      |
|     | 均等割   | 12,000円 | 14,000円 | +2,000円     | 17,123円      | +3,123円     |
| 子ども | 所得割   | -       | 0.3%    | 皆増          | 0.3%         | -           |
|     | 均等割   | -       | 1,800円  | 皆増          | 1,838円       | +38円        |
|     | 18歳以上 | -       | 100円    | 皆増          | 141円         | +41円        |
| 合計  | 所得割   | 11.9%   | 12.70%  | +0.8%       | 13.05%       | +0.35%      |
|     | 資産割   | 20%     | 10%     | ▲10%        | -            | ▲10%        |
|     | 均等割   | 46,000円 | 63,900円 | +17,900円    | 82,414円      | +18,514円    |
|     | 平等割   | 7,000円  | 4,000円  | ▲3,000円     | -            | ▲4,000円     |

※標準保険税率のうち、子ども・子育て支援金分については令和8年度の標準保険税率

## 子ども・子育て支援金制度が開始します

### 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

### なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

### いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

### 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、**  
全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様へ追加のご負担を求めることのない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

| 所得制限なし | 960万円未満 |          | 第3子以降   |          |
|--------|---------|----------|---------|----------|
|        | 支援対象    | 児童手当(月額) | 支援対象    | 児童手当(月額) |
|        | 0歳～3歳未満 | 1.5万円    | 0歳～3歳未満 | 1.5万円    |
|        | 3歳～小学生  | 1万円      | 3歳～小学生  | 1.5万円    |
|        | 中学生     | 1万円      | 中学生     | 3万円      |
|        | 高校生     | 1万円      | 高校生     | 1万円      |

※令和6年10月分から拡充

## 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、  
 ・妊娠届出時に5万円  
 ・妊娠後期以降に妊娠している  
 子どもの数×5万円  
 を支給します。



※令和7年度から制度化

## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
 こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
 時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 出生後休業支援給付

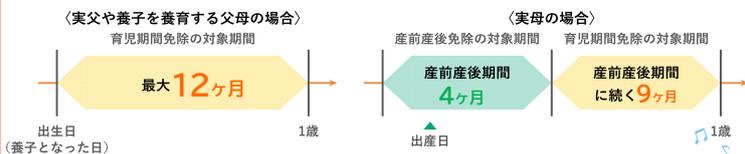
「出生後休業支援給付」を創設し、  
 子の出生直後の一定期間内に  
 両親ともに14日以上育児休業を取った場合、  
 最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
 育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
 保育所等に通っていない0歳6カ月から  
 満3歳未満のこどもが  
 時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
 (こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
 (概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



## 議題（5）朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について

## 【概要】

## 1 改正又は制定の目的又は趣旨

令和9年度の埼玉県内保険税水準の準統一に向け、賦課方式を4方式から2方式に段階的に移行するため、国民健康保険税率等を改正するほか、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことから、本市においても同様の改正を行う。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の地方税法が令和8年4月1日から施行され、子ども・子育て支援納付金制度が創設されることに伴い、新たに税額、課税限度額等の規定を設ける。

## 2 主な改正（制定）内容

## (1) 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税率等を次のとおり改正するもの

| 区分             |      | 令和7年度<br>(現行) | 令和8年度<br>(改正後) | 差        |
|----------------|------|---------------|----------------|----------|
| 医療保険分          | 所得割額 | 7.6%          | 7.6%           | ±0%      |
|                | 資産割額 | 20%           | 10%            | ▲10%     |
|                | 均等割額 | 22,000円       | 34,000円        | +12,000円 |
|                | 平等割額 | 7,000円        | 4,000円         | ▲3,000円  |
| 後期高齢者<br>支援金等分 | 所得割額 | 2.3%          | 2.6%           | +0.3%    |
|                | 均等割額 | 12,000円       | 14,000円        | +2,000円  |
| 介護保険分          | 所得割額 | 2.0%          | 2.2%           | +0.2%    |
|                | 均等割額 | 12,000円       | 14,000円        | +2,000円  |

## (2) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるもの

(3) 子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、次の規定ごとにそれぞれ税率等を定めるほか、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金被保険者均等割額について、全額減額する規定を併せて定めるもの

|                 |        |
|-----------------|--------|
| ア 所得割額          | 0.3%   |
| イ 被保険者均等割額      | 1,800円 |
| ウ 18歳以上被保険者均等割額 | 100円   |

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とするもの

### 3 施行年月日等

令和8年4月1日から施行する。

この条例による改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3 （略）

4 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.6を乗じて算定する。

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 （略）

4 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.6を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の10を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について34,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第12条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第12条第1項において同じ。)以外の世帯 4,000円

(2) 特定世帯 2,000円

(3) 特定継続世帯 3,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の20を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について22,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第12条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第12条第1項において同じ。)以外の世帯 7,000円

(2) 特定世帯 3,500円

(3) 特定継続世帯 5,250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基

基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,000円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)

第8条の2 第2条第4項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条の3 第2条第4項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について14,000円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条の4 第2条第5項の所得割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について1,800円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額)

第8条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万

基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)

第8条の2 第2条第4項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条の3 第2条第4項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について12,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万

円を超える場合には、66万円)、同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第3項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ

円を超える場合には、65万円)、同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第3項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ

いて 23,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,800円

(イ) 特定世帯 1,400円

(ウ) 特定継続世帯 2,100円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,800円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,800円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,260円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

いて 15,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円

(イ) 特定世帯 2,450円

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,400円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,000円

（イ） 特定世帯 1,000円

（ウ） 特定継続世帯 1,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,000円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 900円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

（イ） 特定世帯 1,750円

（ウ） 特定継続世帯 2,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ  
いて 6,800円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円  
（イ） 特定世帯 400円  
（ウ） 特定継続世帯 600円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について 2,800円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金  
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ  
いて 2,800円
- オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税  
額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯  
主を除く。）1人について 360円
- カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税  
額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2  
項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後  
の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）  
がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額  
（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均  
等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、  
その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ  
いて 4,400円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円  
（イ） 特定世帯 700円  
（ウ） 特定継続世帯 1,050円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について 2,400円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金  
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ  
いて 2,400円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後  
の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）  
がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額  
（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均  
等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、  
その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割

額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,100円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,500円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,100円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,500円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,000円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 270円
- イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 450円
- ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保

額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,300円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,500円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険

險者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後

者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減じて得た額とする。

(税の減免)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し保険税を減免する。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律\_\_\_\_\_の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。  
ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項

(税の減免)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し保険税を減免する。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。  
ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項



1 項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例等)

第5条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第8条の2、第8条の4及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

1 項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例等)

第5条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第8条の2、\_\_\_\_\_及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定



を有する場合における第3条、第7条、第8条の2、第8条の4及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第8条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条の2、第8条の4及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第12条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第12条第1項中「山林所得金額」とあるのは

を有する場合における第3条、第7条、第8条の2 \_\_\_\_\_及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第8条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条の2 \_\_\_\_\_及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第12条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第12条第1項中「山林所得金額」とあるのは

「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条の2、第8条の4及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第12条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第34条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第12条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第10条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条の2、第8条の4及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金

「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条の2 \_\_\_\_\_ 及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第12条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第34条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第12条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第10条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条の2 \_\_\_\_\_ 及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金

額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第11条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条の2、第8条の4及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第1

額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第11条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条の2、                    及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第1

2条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

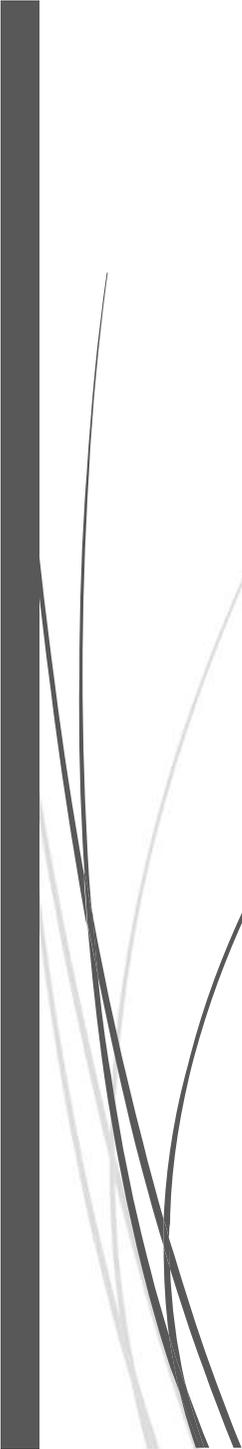
2条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

1/29運協配布資料【参考】

令和8年2月4日・9日

# 朝霞市国民健康保険の 制度改正に伴う説明会

朝霞市保険年金課



# 目次

- 1 国民健康保険の現状
- 2 埼玉県国民健康保険運営方針
- 3 朝霞市国民健康保険の概要
- 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針
- 5 その他

# 1 国民健康保険の現状

## (1) 国民健康保険のしくみ

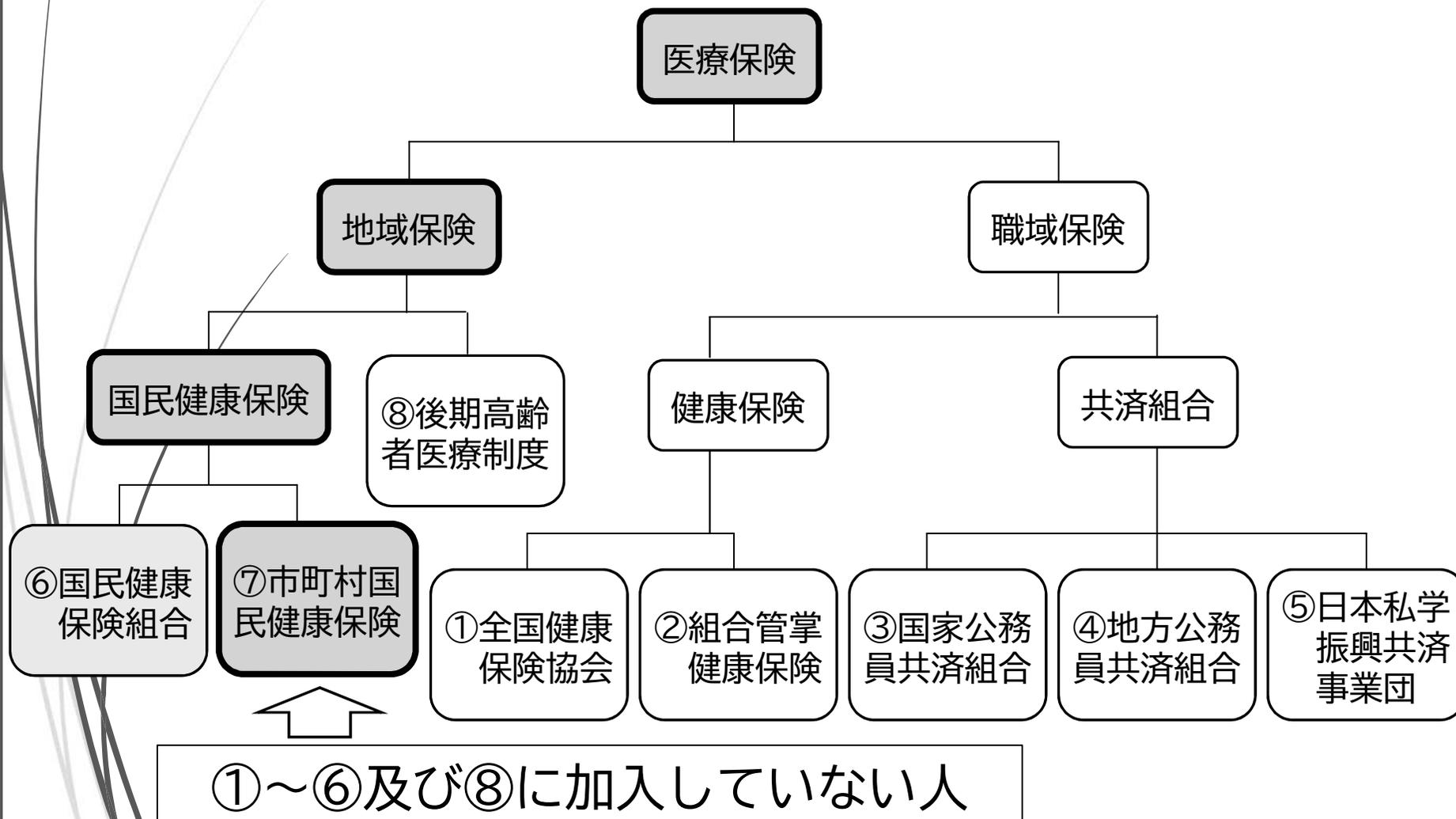
- ・日本の医療保険は、すべての国民が何らかの公的な医療保険に加入する国民皆保険制度
- ・国民健康保険は、国民皆保険を支える医療保険の一つ  
⇒病気やケガをしたとき、その経済的な負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにお互いに助け合う制度

昭和34年2月 朝霞市国民健康保険事業開始

昭和34年4月 国民皆保険達成

# 1 国民健康保険の現状

## (2) 医療保険制度体系図



# 1 国民健康保険の現状

## (3) 国民健康保険制度

### 1 国民健康保険

病気、ケガ、出産または死亡の場合に保険給付を行う医療保険  
※医療機関でマイナ保険証または資格確認書を提示することにより、  
一部負担金(一般に医療費の3割)で医療サービスが受けられる。

### 2 保険者(運営主体)

都道府県、市町村、特別区、国民健康保険組合

### 3 市町村国保の被保険者(保険の利益を受ける人)

市町村の区域内に住所を有し、かつ、他の医療保険または国民健康  
保険組合に加入していない人 及び 生活保護を受けていない人  
例) 自営業者、農業者、パート・アルバイト、外国人(3か月以上滞在  
する者・不法滞在者を除く)等

### 4 運営財源

被保険者が支払う保険税(料) + 公費 + 交付金等

# 1 国民健康保険の現状

## (4) 市町村国保の現状(統計データ：全国)

|             |  | 令和5年    | 昭和36年   |
|-------------|--|---------|---------|
| 被保険者数(年度末)  |  | 2,309万人 | 4,511万人 |
| 対総人口比       |  | 18.6%   | 47.0%   |
| 1世帯当たり被保険者数 |  | 1.45人   | 4.2人    |
| 前期高齢者※1加入率  |  | 43.3%   | 4.8%    |

| 世帯主の職業 | 農林水産業 | 2.2%  | 44.7% |
|--------|-------|-------|-------|
|        | 自営業   | 17.3% | 24.2% |
|        | 被用者※2 | 31.8% | 13.9% |
|        | 無職    | 44.4% | 9.4%  |
|        | その他   | 4.2%  | 7.8%  |

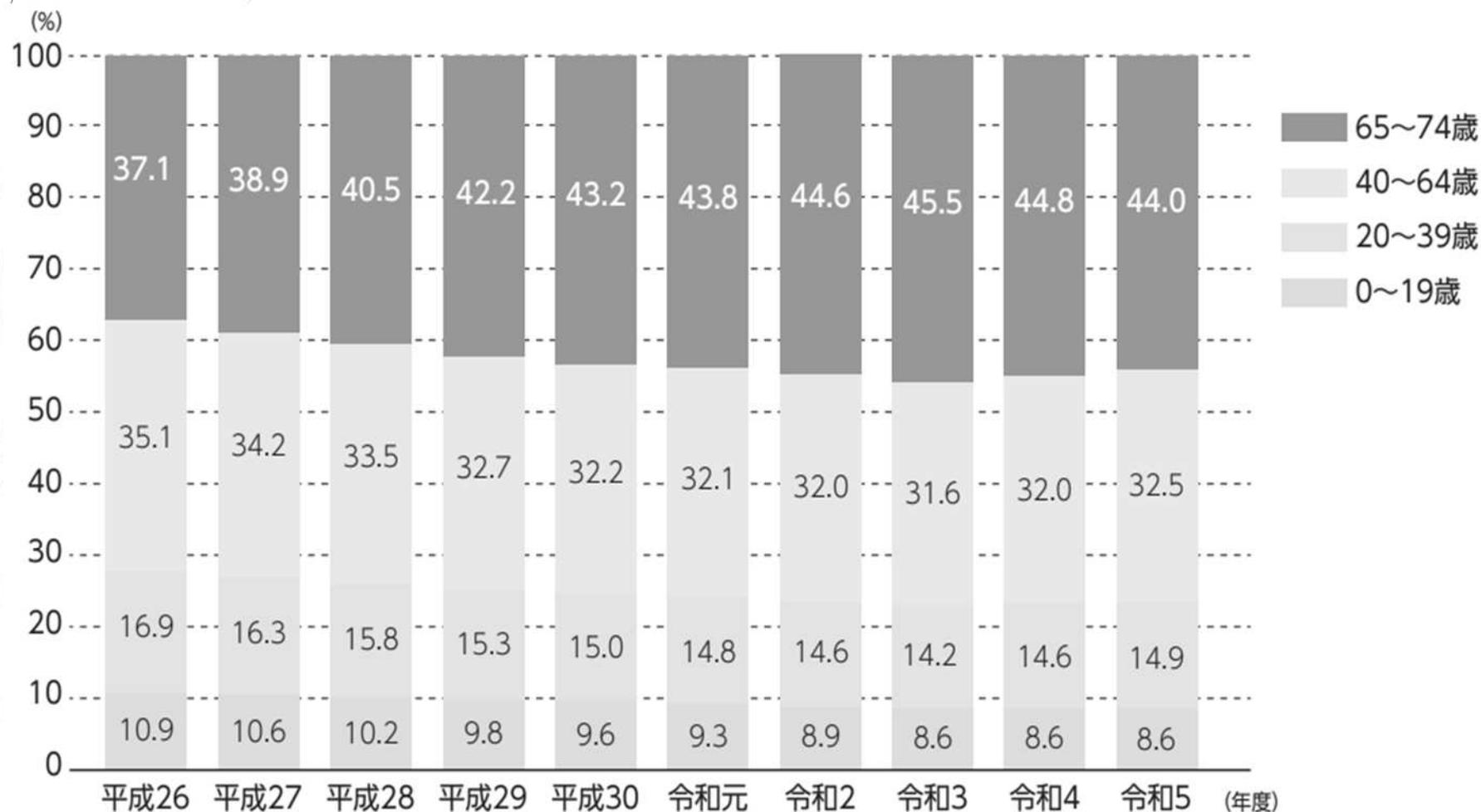
(国民健康保険中央会「国保のすがた」(令和7年11月発行)から引用)

※1 前期高齢者：65歳～74歳の高齢者

※2 被用者：非正規雇用者等

# 1 国民健康保険の現状

## (5) 市町村国保の年齢階層別構成割合の推移(全国)



(国民健康保険中央会「国保のすがた」(令和7年11月発行)から引用)

## 2 埼玉県国民健康保険運営方針

### (1) 国保改革(平成30年度～)

- ・ 財政運営の都道府県単位化  
⇒ 都道府県内の統一的な運営方針を定めること

| 都道府県の役割           | 市町村の役割             |
|-------------------|--------------------|
| 財政運営の責任主体         | 事業費納付金を都道府県に納付     |
| 事務の効率化・標準化・広域化を推進 | 加入者の資格管理(被保険者証の発送) |
| 市町村の標準保険税率を算定     | 標準保険税率を参考に保険税率を決定  |
| 市町村の医療費を負担        | 医療費などの各保険給付        |

#### 《国保改革の背景(構造的な課題)》

- ・ 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・ 所得水準が低く、保険料の負担が重い
- ・ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い など

## 2 埼玉県国民健康保険運営方針

### (2) 課題の解決に向けて

#### 埼玉県国民健康保険運営方針の策定

- ①目的 県と市町村が、本方針に基づき共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図る
- ②根拠規定 国民健康保険法第82条の2
- ③主な取組
  - ・保険税の徴収の適正な実施
  - ・医療費の適正化
  - ・保険給付の適正な実施
  - ・事務の標準化・共同化 など

- 第1期 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 第2期 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 第3期 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

## 2 埼玉県国民健康保険運営方針

### (3) 第3期埼玉県運営基本方針

#### ①策定年月日

令和5年12月25日

#### ②対象期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで(6年間)

#### ③主な内容

(1)国保の医療費、財政の見通し

(2)市町村の保険税の標準的な算定方法及びその水準  
の標準化に関する事項

⇒保険税水準の統一に向けた検討等

## 2 埼玉県国民健康保険運営方針

### ③主な内容(続)

(3)保険料の徴収の適正な実施に関する事項

(4)保険給付の適正な実施に関する事項

(5)医療費適正化に関する事項

(6)市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する  
事項

(7)保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策  
との連携に関する事項

(8)施策の推進のために必要な関係市町村相互間の連絡  
調整等

## 2 埼玉県国民健康保険運営方針

### ④医療費の見通し

- ・被保険者1人当たりの医療費  
⇒被保険者の高齢化や医療の高度化などに伴い増加の見込み
- ・医療費の総額  
⇒被保険者数は減少するが、1人当たりの医療費の増加に伴い、増加の見込み

|            | 《令和3年度》 |   | 《令和11年度》 |
|------------|---------|---|----------|
| 医療費(1人当たり) | 35.9万円  |   | 40.3万円   |
| 医療費(総額)    | 5,491億円 | ⇒ | 5,493億円  |
| 被保険者数      | 152.9万人 |   | 136.2万人  |

(第3期埼玉県国民健康保険運営方針から引用)

## 2 埼玉県国民健康保険運営方針

### (4) 保険税水準の統一

- ・原則として、同じ所得・同じ世帯構成であれば、埼玉県内どこの市町村でも同じ保険税となる
- ・市町村の保険税率を、国のガイドラインに基づき、県が「市町村標準保険税率」として設定
- ・統一までのステップ

令和9年度 ⇒ 準統一

- ▶ 賦課方式：2方式(所得割・均等割)に統一
- ▶ 賦課限度額：国で定めた金額で統一 など

令和12年度 ⇒ 完全統一

- ▶ 県内市町村の保険税率を統一

### 3 朝霞市国民健康保険の概要

#### ■令和6年度末時点

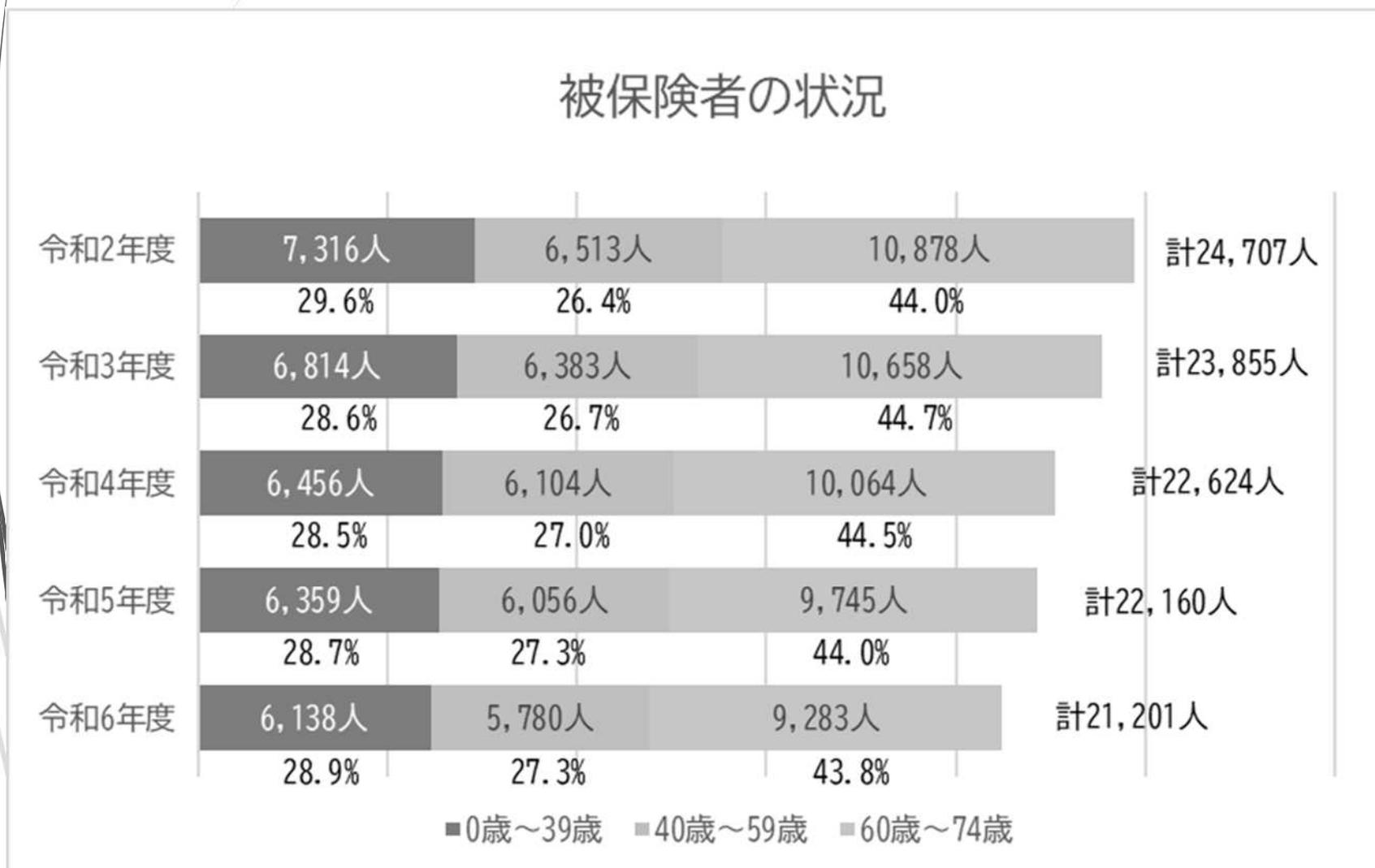
|          |          |         |          |
|----------|----------|---------|----------|
| 住基世帯数    | 71,426世帯 | 住基人口    | 145,984人 |
| 国保加入世帯数  | 15,330世帯 | 国保加入者数  | 21,201人  |
| 国保加入世帯割合 | 21.5%    | 国保加入者割合 | 14.5%    |

| 区分           | 朝霞市全体         |                | 朝霞市国保         |               | 加入率(%)      |             |
|--------------|---------------|----------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
|              | 世帯数           | 人口             | 世帯            | 被保険者          | 世帯          | 被保険者        |
| 平成25年度       | 59,849        | 132,876        | 19,866        | 32,803        | 33.2        | 24.7        |
| 平成30年度       | 65,560        | 140,218        | 17,361        | 25,859        | 26.5        | 18.4        |
| 令和元年度        | 66,960        | 142,073        | 17,017        | 24,995        | 25.4        | 17.6        |
| 令和2年度        | 68,130        | 143,388        | 17,059        | 24,707        | 25.0        | 17.2        |
| 令和3年度        | 68,785        | 143,926        | 16,631        | 23,855        | 24.2        | 16.6        |
| 令和4年度        | 69,447        | 144,287        | 15,975        | 22,624        | 23.0        | 15.7        |
| 令和5年度        | 70,646        | 145,531        | 15,801        | 22,160        | 22.4        | 15.2        |
| <b>令和6年度</b> | <b>71,426</b> | <b>145,984</b> | <b>15,330</b> | <b>21,201</b> | <b>21.5</b> | <b>14.5</b> |

各年度末現在

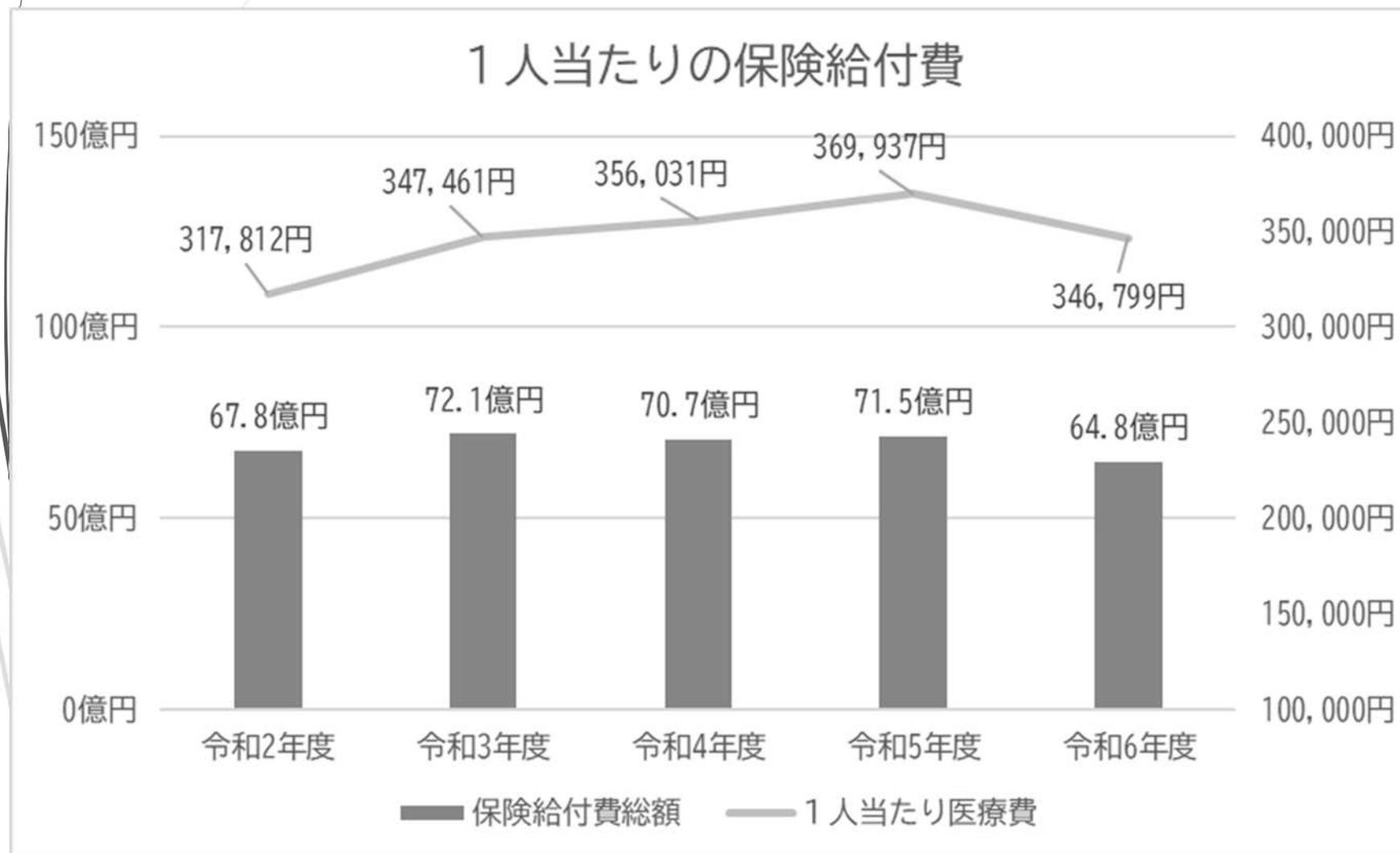
### 3 朝霞市国民健康保険の概要

#### (1) 被保険者の年齢別構成割合



### 3 朝霞市国民健康保険の概要

#### (2) 1人当たりの保険給付費



### 3 朝霞市国民健康保険の概要

#### (3) 朝霞市国民健康保険税率等(令和7年度)

|      | 医療保険分                                | 後期高齢者<br>支援金等分                      | 介護保険分<br>(40歳以上65歳未満) |
|------|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 所得割額 | 算定基礎額×7.6%                           | 算定基礎額×2.3%                          | 算定基礎額×2.0%            |
| 資産割額 | 朝霞市内にある土地・家屋に係る固定資産税額×20%            | —                                   | —                     |
| 均等割額 | 加入者1人当たり<br>22,000円<br>(未就学児11,000円) | 加入者1人当たり<br>12,000円<br>(未就学児6,000円) | 加入者1人当たり<br>12,000円   |
| 平等割額 | 1世帯当たり<br>7,000円                     | —                                   | —                     |

算定基礎額 = 前年の総所得金額 - 基礎控除額43万円

保険税の1世帯当たりの最高限度額(賦課限度額) : 106万円

- ・医療保険分 : 65万円
- ・後期高齢者支援金等分 : 24万円
- ・介護保険分 : 17万円

## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

### ①段階的な保険税率の改正

- ・令和7年度から、埼玉県が示す「市町村標準保険税率」により、段階的に保険税率を改正
  - ⇒令和7年度保険税率は、令和6年度の標準保険税率をベースに算定
  - ⇒令和8年度保険税率案は、令和7年度の標準保険税率をベースに算定
  - ⇒令和9年度以降保険税率は、県が示す標準保険税率

### ②賦課方式の変更

- ・令和8年度まで 4方式
- ・令和9年度から 2方式

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
| ↓   |     |     |     |
| 所得割 | —   | 均等割 | —   |

### ③賦課限度額 令和9年度から国が定めた金額とする

### ④口座振替の原則化 令和6年4月から

## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

### (1) 朝霞市の標準保険税率(令和7年度ベース)

| 区分   |     | 令和7年度<br>(現行) | 令和9年度<br>(令和7年度時点の<br>標準保険税率) | 差       |
|------|-----|---------------|-------------------------------|---------|
| 医療分  | 所得割 | 7.6%          | 7.53%                         | ▲0.07%  |
|      | 資産割 | 20%           | —                             | ▲20%    |
|      | 均等割 | 22,000円       | 46,153円                       | 24,153円 |
|      | 平等割 | 7,000円        | —                             | ▲7,000円 |
| 支援金分 | 所得割 | 2.3%          | 2.84%                         | 0.54%   |
|      | 均等割 | 12,000円       | 17,159円                       | 5,159円  |
| 介護分  | 所得割 | 2.0%          | 2.38%                         | 0.38%   |
|      | 均等割 | 12,000円       | 17,123円                       | 5,123円  |
| 合計   | 所得割 | 11.9%         | 12.75%                        | 0.85%   |
|      | 資産割 | 20%           | —                             | ▲20%    |
|      | 均等割 | 46,000円       | 80,435円                       | 34,435円 |
|      | 平等割 | 7,000円        | —                             | ▲7,000円 |

## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

### (2) 段階的な保険税率の改正・賦課方式の変更

| 区分   |     | 令和6年度   | 令和7年度<br>(現行) | 令和8年度<br>(改正案) | 令和9年度<br>(令和7年度時点の<br>標準保険税率) |
|------|-----|---------|---------------|----------------|-------------------------------|
| 医療分  | 所得割 | 7.7%    | 7.6%          | 7.6%           | 7.53%                         |
|      | 資産割 | 33%     | 20%           | 10%            | —                             |
|      | 均等割 | 12,000円 | 22,000円       | 34,000円        | 46,153円                       |
|      | 平等割 | 14,000円 | 7,000円        | 4,000円         | —                             |
| 支援金分 | 所得割 | 2.0%    | 2.3%          | 2.6%           | 2.84%                         |
|      | 均等割 | 9,000円  | 12,000円       | 14,000円        | 17,159円                       |
| 介護分  | 所得割 | 1.7%    | 2.0%          | 2.2%           | 2.38%                         |
|      | 均等割 | 9,000円  | 12,000円       | 14,000円        | 17,132円                       |
| 合計   | 所得割 | 11.4%   | 11.9%         | 12.4%          | 12.75%                        |
|      | 資産割 | 33%     | 20%           | 10%            | —                             |
|      | 均等割 | 30,000円 | 46,000円       | 62,000円        | 80,435円                       |
|      | 平等割 | 14,000円 | 7,000円        | 4,000円         | —                             |

※令和9年度の税率は未定です。上表は、あくまでも令和7年度ベースでの試算です。

## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

### (3) 子ども・子育て支援金制度の創設

#### ■令和6年6月5日 改正子育て支援法が成立

⇒子ども・子育て政策の強化(加速化プラン)の財源

⇒少子化対策に受益を有する全世代・経済主体から拠出

⇒令和8年度から始まり、各医療保険者が被保険者から徴収(医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて徴収)

⇒18歳未満の被保険者の均等割額は全額減免(0円)

#### ■市町村国保の平均月額(参考)

令和8年度 250円

令和9年度 300円

令和10年度 400円

※平均月額は国資料による

## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

### (4) 朝霞市子ども・子育て支援納付金の税率等案

①賦課方式 2方式

所得割

均等割

②税率等案

・県が示す「市町村標準保険税率」をベースに算定

|      | 令和8年度案        | 標準保険税率        |
|------|---------------|---------------|
| 所得割額 | 0.3%          | 0.3%          |
| 均等割額 | 1,800円        | 1,838円        |
|      | 18歳以上均等割 100円 | 18歳以上均等割 141円 |
|      | 計 1,900円      | 計 1,979円      |

③賦課限度額 3万円



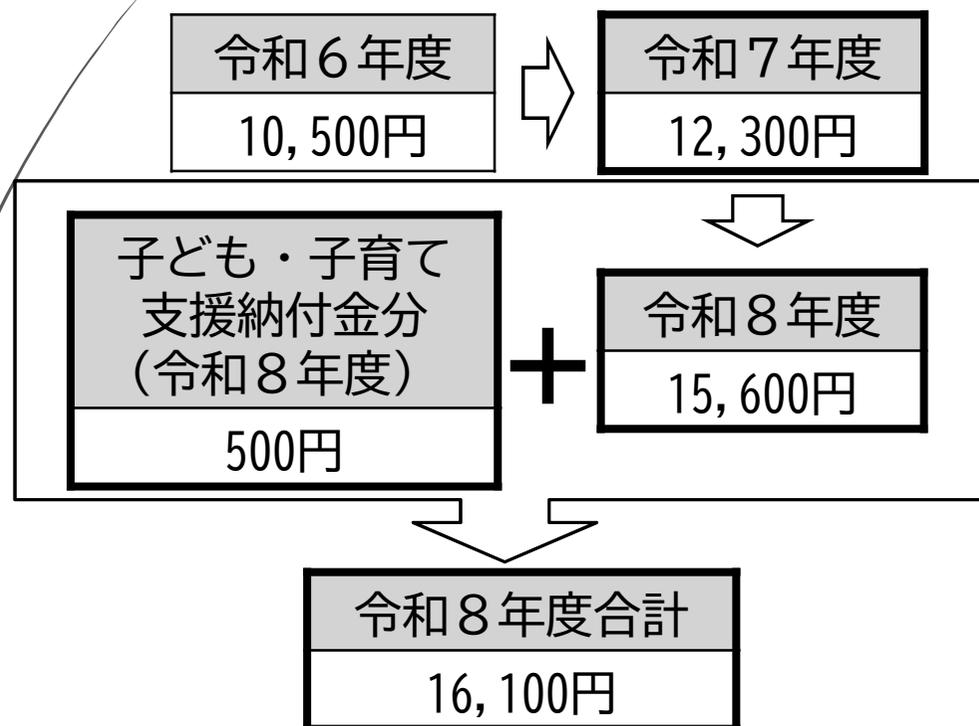
## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

### (6) モデルケースによる保険税額(年額)

#### ①単身世帯(70~74歳1人/年金収入140万円/固定資産なし)

| 被保険者数 | うち介護分 | 年金収入  | 固定資産 |
|-------|-------|-------|------|
| 1人    | 非該当   | 140万円 | なし   |

※7割軽減該当



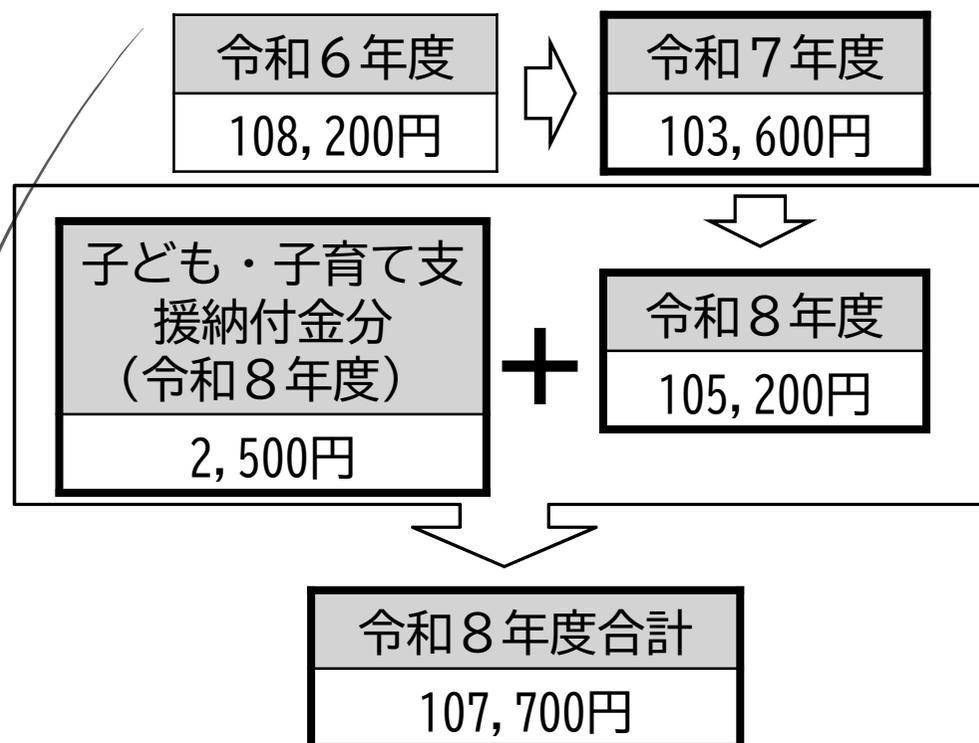
## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

### ② 2人世帯(50歳代2人/給与収入120万円/固定資産税14万円)

※地方税法の改正に伴う給与所得控除の見直しの影響は反映していません。

| 被保険者数 | うち介護分 | 給与収入  | 固定資産税 |
|-------|-------|-------|-------|
| 2人    | 2人該当  | 120万円 | 14万円  |

※5割軽減該当

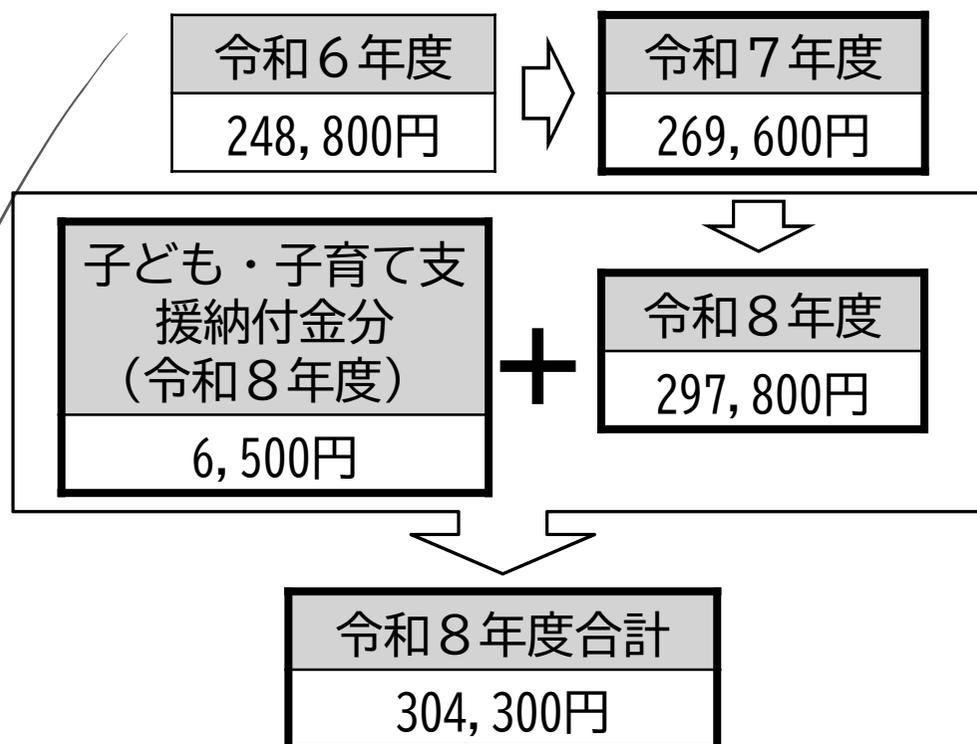


## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

③ 3人世帯(40歳代2人・小学生1人/給与収入240万円/  
固定資産税12万円)

| 被保険者数 | うち介護分 | 給与収入  | 固定資産税 |
|-------|-------|-------|-------|
| 3人    | 2人該当  | 240万円 | 12万円  |

※ 2割軽減該当

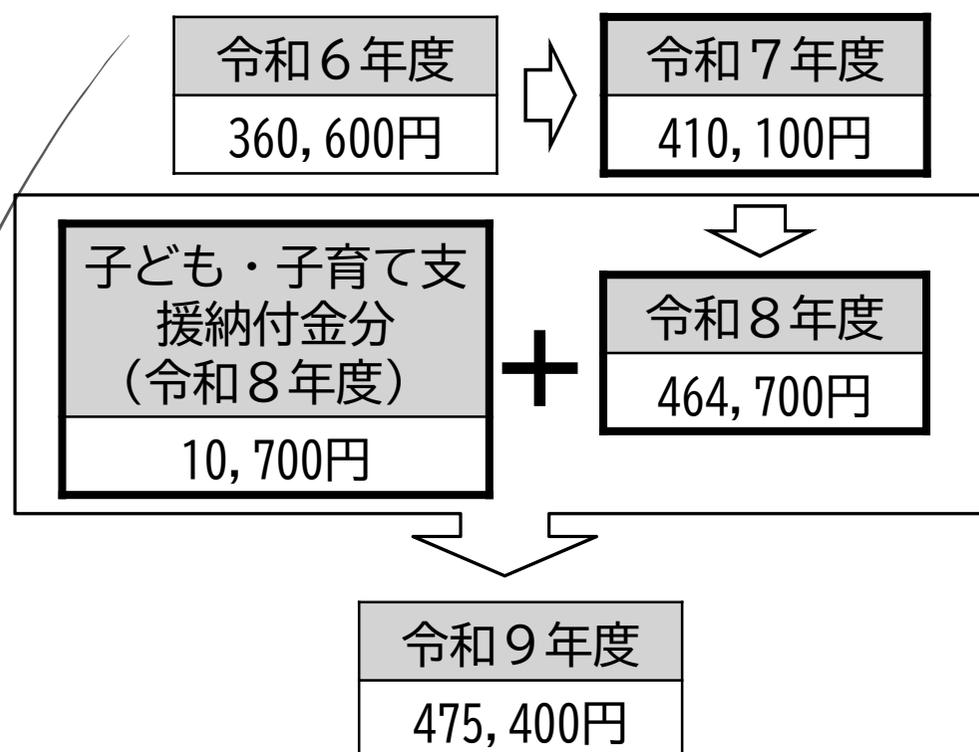


## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

④ 3人世帯(40歳代2人・小学生1人/給与収入400万円/  
固定資産なし)

| 被保険者数 | うち介護分 | 給与収入  | 固定資産 |
|-------|-------|-------|------|
| 3人    | 2人該当  | 400万円 | なし   |

※軽減適用なし



## 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

### (7) 今後の流れ

■令和8年2月末 朝霞市議会定例会に、朝霞市国民健康保険税条例の改正案を提出

(可決された場合)

■令和8年7月中旬 新たな保険税率での納税通知書を発送(令和8年度保険税)

■令和8年度中 令和9年度の保険税率の改正  
・市議会への条例改正案の提出

※令和12年度の完全統一に向けて、毎年改正の可能性が  
あります。

## 5 その他

(令和8年2月時点)

# マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日から紙の保険証は発行していません



### マイナ保険証を使うメリット

- ①より良い医療を受けることができる
- ②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除
- ③オンラインで医療費控除がより簡単に

令和6年12月2日以降、保険証利用登録済みのマイナンバーカードを保有していない方に対しては、申請をいただくことなく「資格確認書」を交付していますので、引き続き、医療を受けることができます。